

県立広島大学学則

平成19年4月1日

法人規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条・第3条）
- 第3章 職員組織（第4条）
- 第4章 名誉教授及び客員教授等（第5条・第6条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第7条―第9条）
- 第6章 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
- 第7章 教育課程、履修方法等（第12条―第22条）
- 第8章 入学（第23条―第30条）
- 第9章 休学、転学部、転学科、転コース、留学、転学、退学及び除籍（第31条―第36条）
- 第10章 卒業、学位及び資格（第37条―第40条）
- 第11章 賞罰（第41条・第42条）
- 第12章 授業料等（第43条）
- 第13章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、研修員及び外国人留学生（第44条―第50条）
- 第14章 助産学専攻科（第51条―第58条）
- 第15章 公開講座及び施設の開放（第59条・第60条）
- 第16章 厚生施設（第61条）
- 第17章 雑則（第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 県立広島大学（以下「本学」という。）は、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力ある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、その持てる資源を地域に積極的に提供することなどを通じて、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（学部等）

第2条 本学に、地域創生学部、生物資源科学部及び保健福祉学部を置く。

2 前項の各学部置く学科及びコース並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	入学定員	収容定員
地域創生学部	地域創生学科	国際共生コース	75人	300人
		経営コース	50人	200人
		健康科学コース	35人	140人

	情報学科		40人	160人
生物資源科学部	地域資源開発学科		40人	160人
	生命環境学科	生命科学コース	100人	400人
環境科学コース				
保健福祉学部	保健福祉学科	看護学コース	60人	240人
		理学療法学コース	30人	120人
		作業療法学コース	30人	120人
		コミュニケーション障害学コース	30人	120人
		人間福祉学コース	40人	160人

(地域創生学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条の2 地域創生学部は、自らが働き、暮らし、活動する身近な地域や、日本や世界の各地で起こっている出来事に対する問題意識を持ち、多様な個人や組織の連携・協力（協働性）をもって、地域社会の持続的発展への貢献に向けた研究を行うとともに、そのような貢献が可能な人材を育成する。また、さまざまな議論によって浮き彫りとした地域社会の実態や課題に国際共生・経営・健康科学の各領域から取り組む地域創生の実践力や、より良い意思決定を促進する情報技術による実用的な洞察を引き出す力のそれぞれに必要な専門知識・技能（専門性）に基づく研究や、そのような力を有する人材の育成を通じて、社会の要請に応え、地域貢献に寄与することを教育・研究上の目的とし、各学科・コースについては、次のとおりとする。

学科・コース名	人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的
地域創生学科	自らが働き、暮らし、活動する身近な地域や、日本や世界の各地で起こっている出来事に対する問題意識を持ち、多様な個人や組織の連携・協力（協働性）をもって、地域社会の持続的発展への貢献に向けた研究を行うとともに、そのような貢献が可能な人材を育成する。また、さまざまな議論によって浮き彫りとした地域社会の実態や課題に国際共生・経営・健康科学の各領域から取り組む地域創生に必要な専門知識・技能（専門性）に基づく研究や、そのような力を有する人材の育成を通じて、社会の要請に応え、地域貢献に寄与することを教育・研究上の目的とする。
地域創生学科・国際共生コース	自国の文化についての知識と敬愛の心を持ち、他国の文化や異文化間のコミュニケーションに対する理解を深め、すべての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現に貢献し、地域に暮らす人々のウェルビーイング（well-being）と地域社会の持続的な発展のために行動する人材を育成する。
地域創生学科・経営コース	組織が直面する諸問題の解決に向けて、経営成果を高めるための高度な専門的知識や科学的技法を研究するとともに、そのような知識・技法をもって企業や行政、NPOなど多様な組織活動を担い、新たな産業・事業の創出を推進しうる人材を育成する。

地域創生学科・健康科学コース	真に豊かで健康な人間生活の実現を目指し、長寿社会における生活の質の向上や、生涯にわたる健康の維持・増進に、他者と協働して、主体的かつ積極的に取り組む人材を育成する。特に、栄養と運動、健康に関連する分野において、中核的・指導的な役割を担う人材を育成する。
情報学科	複合的な要因による多様な課題を的確に把握するために幅広い教養を修得するとともに、地域産業・地域社会を持続的に発展させるために不可欠な、数理・データサイエンスやIoT・AIを含む最新の情報技術を学び、データ分析や情報システムの開発・運用管理などのデジタル技術の活用を通して専門家として企業や社会に貢献できる人材を育成する。

(生物資源科学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条の3 生物資源科学部は、地域社会から地球規模に至る幅広い課題に関心を持ち、知識と技能を活用し、周囲との協働によって新しい価値を創造できる能力を修得し、科学の実践的・先端的知識と技能を活用し、豊かで持続可能な社会の創出に貢献できる人材を育成することにより、社会の要請に応え、地域貢献に寄与することを教育・研究上の目的とし、各学科については、次のとおりとする。

学科名	人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的
地域資源開発学科	「農」や「食」の分野で実践的な技術や知識、経営の専門知識を有し、科学的根拠に基づき思考・探究・判断することで、地域を活性化し地域社会を牽引できる能力を修得し、未来の農業（スマート農業）や持続可能な農と食のマネジメントを探究するとともに、地域産業の再生と新規産業の創出に貢献できる人材を育成する。
生命環境学科	「人々の生存」に関わる分野の基礎学力及び高度で幅広い専門知識や先端技術を身に付けているとともに、専門知識や技術を社会での課題解決に適用できる能力を修得し、地域の活性化に役立つ科学、生命の可能性や良好な生存環境、持続可能な発展のための科学を探究できる人材を育成する。

(保健福祉学部保健福祉学科における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条の4 保健福祉学部保健福祉学科は、医療ニーズの多様化や急激な少子高齢化を背景としてチーム医療福祉の推進が一層求められている時代において、地域が抱える保健・医療・福祉分野の諸課題に関心を持ち、主体的にその解決のための行動を起こすことによって持続可能な地域の発展に貢献できる人材を育成することを教育・研究上の目的とし、各コースについては、次のとおりとする。

学科名	人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的
看護学コース	看護師・保健師・養護教諭として、看護を必要とする対象者に対する行動力・実践力、看護に関する諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技能、看護領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、看護を必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リー

	ダーとして活躍できる人材を育成する。
理学療法学コース	理学療法士として、理学療法を必要とする対象者に対する行動力・実践力、対象者が持つ理学療法に関する諸課題に気づき、解決するために必要な理学療法領域の深い専門的知識・技能、同領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、理学療法を必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。
作業療法学コース	作業療法士として、作業療法を必要とする状況や場面における行動力・実践力を有し、こうした状況や場面における諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技能、作業療法領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、作業療法を必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。
コミュニケーション障害学コース	言語聴覚士として、言語聴覚療法を必要とする（コミュニケーション障害を持つ）対象者に対する行動力・実践力、コミュニケーション障害に関する諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技能、コミュニケーション障害領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、言語聴覚療法を必要とする（コミュニケーション障害を持つ）対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。
人間福祉学コース	社会福祉士・精神保健福祉士として、ソーシャルワークを必要とする対象者に対する行動力・実践力、社会福祉・精神保健福祉に関する諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技能、社会福祉・精神保健福祉領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、ソーシャルワークを必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第4章 名誉教授及び客員教授等

(名誉教授)

第5条 本学に多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績があったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第6条 本学に客員教授、客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授、客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月23日まで

(2) 後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの休業日は、毎年度の初めに学長が定める。

3 学長は、第1項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、特に必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更することができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 学部の修業年限は、4年とする。

2 第44条に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他学長が必要と認める事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

(在学年限)

第11条 学部の在学年限は、8年を超えることができない。ただし、編入学、転入学又は再入学により入学した者及び転学部、転学科又は転コースした学生は、それぞれ第30条及び第32条第2項に規定する在学すべき年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第7章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第12条 授業科目は、全学共通教育科目のほか、学部、学科及びコースごとに学長が定める区分をもって構成する。

2 全学共通教育科目は、全学が協力して開設する。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文又は卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部省告示第51号）に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条 学長は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験の方法及び学修の評価の基準は、学長が定める。

(他学部、他学科又は他コースの授業科目の履修)

第17条 学生は、他学部、他学科又は他コースの授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第17条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、学長が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号）に定める学修を、本学における授業科目

の履修とみなし、学長が定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、学長が定めるところにより単位を与えることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長が定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第28条第1項及び第29条の規定により入学を許可された者の場合を除き、第18条又は前条第1項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第21条 前4条に定めるもののほか、他学部、他学科又は他コースの授業科目の履修並びに他の大学等における授業科目の履修等大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(履修方法等)

第22条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、名称、配当年次、単位数、履修方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

第8章 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合においては、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第24条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の規定により文部

科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達した者

（入学の志願）

第25条 本学に入学を志願する者は、志願書及び学長が定める書類を提出するとともに、入学者選抜料を納付しなければならない。

2 前項の規定による志願の時期及び方法については、学長が定める。

（入学者の選考）

第26条 前条第1項の規定により志願した者に対しては、学部の教授会の議を経て、学長が定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第27条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学願及び学長が定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

（編入学及び転入学）

第28条 学長は、本学に編入学及び転入学（以下「編入学等」という。）を志願する学生があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、学部の教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 第23条及び第25条から第27条までの規定は、編入学等について準用する。

（再入学）

第29条 学長は、本学を退学した者で、退学前と同一の学科又はコースへの再入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、学部の教授会の議を経て、相当年次への再入学を許可することができる。

（編入学等の取扱い）

第30条 第28条第1項及び第29条の規定により入学を許可された者の在学すべき年限、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い等については、学部の教授会の議を経て、学長が定める。

第9章 休学、転学部、転学科、転コース、留学、転学、退学及び除籍

（休学）

第31条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない場合は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる学生に対して、学部の教授会の議を経て、休学を命じることができる。

3 前2項の規定による休学の期間（以下「休学期間」という。）は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第11条に規定する在学年限及び第37条第1項に規定する在学すべき年限に算入しない。

6 学生は、休学期間中にその理由がなくなったとき又は休学期間が満了したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

（転学部、転学科及び転コース）

第32条 学長は、他の学部又は同一学部の他の学科又はコースに転学部、転学科又は転コース（以下「転学部等」という。）を志願する学生があるときは、教育上支障がない場合に限り、転学部等を許可することができる。

2 前項の転学部等を許可された者の在学すべき年限、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い等については、学長が定める。

3 前2項に規定するもののほか、転学部等に関し必要な事項は、学長が定める。

（留学）

第33条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願しようとするときは、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第10条に規定する修業年限及び第37条第1項に規定する在学すべき年限に含めることができる。

3 第18条の規定は、第1項の規定により留学する場合に準用する。

（転学）

第34条 学生は、他の大学又は短期大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（退学）

第35条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、学部の教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第11条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 第31条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学することができない者
- (4) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業、学位及び資格

（卒業）

第37条 学長は、本学に4年以上又は編入学等若しくは再入学により入学した者及び転学部等した学生は、それぞれ第30条及び第32条第2項に規定する在学すべき年限以上在学し、別

に定めるところにより必要な単位数を修得した者について、学部の教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第38条 学長は、本学を卒業した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

(教育職員免許)

第39条 本学の学部学科及びコースにおいて、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	教育職員の免許状の種類 (免許教科)
地域創生学部	地域創生学科	国際共生コース	中学校教諭一種免許状 (国語) 中学校教諭一種免許状 (英語) 高等学校教諭一種免許状 (国語) 高等学校教諭一種免許状 (英語)
		健康科学コース	栄養教諭一種免許状
	情報学科		中学校教諭一種免許状 (数学) 高等学校教諭一種免許状 (数学) 高等学校教諭一種免許状 (情報)
生物資源科学部	地域資源開発学科		高等学校教諭一種免許状 (農業)
	生命環境学科	生命科学コース	中学校教諭一種免許状 (理科)
		環境科学コース	高等学校教諭一種免許状 (理科)
保健福祉学部	保健福祉学科	看護学コース	養護教諭一種免許状

2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別に定めるところにより、教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 及び教育職員免許法施行規則 (昭和29年文部省令第26号) に定める単位を修得しなければならない。

3 前項の資格の取得に必要な授業科目は、学長が定める。

(資格)

第40条 学芸員資格を取得しようとする者は、地域創生学部地域創生学科国際共生コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、地域創生学部地域創生学科健康科学コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

3 食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員資格を取得しようとする者は、地域創生学部地域創生学科健康科学コース又は生物資源科学部において、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

4 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健福祉学部保健福祉学科看護学コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

5 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健福祉学部保健福祉学科人間

福祉学コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

6 前各項の資格の取得に必要な授業科目は、学長が定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、学長が定める。

(懲戒)

第42条 学長は、学生が学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該学生に対し、学部の教授会の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

2 前項の規定による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて常に欠席している者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 前2項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が定める。

第12章 授業料等

(授業料等)

第43条 本学における授業料、入学者選抜料、入学料及びその他の費用の額並びにこれらの徴収に関する事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、研修員及び外国人留学生

(科目等履修生)

第44条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第45条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の授業科目の履修を志願する他の大学等の学生があるときは、当該他の大学等との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、単位を与えることができる。

(聴講生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(研究生)

第47条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項に関し研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第48条 学長は、学校、医療機関その他学長が別に定める機関から派遣され、本学において特定の専門事項の研究を志願する者がいるときは、研修員として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、第26条に規定する選考によらないで本学に入学しようとする者がいるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第50条 第44条から前条までに定めるもののほか、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、研修員及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が定める。

第14章 助産学専攻科

(目的及び構成)

第51条 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

2 専攻科は、女性のライフステージにおける助産に必要な高度な専門知識と実践力を有し、地域社会の母子保健の発展に貢献できる豊かな人間性を有する助産師の育成を目的とする。

3 専攻科の入学定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員
助産学専攻科	10人

(修業年限及び在学年限)

第52条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第53条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有する者又は看護師国家試験受験資格のある者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の学校の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業期限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(編入学、転入学及び再入学)

第54条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(教育課程、履修方法等)

第55条 専攻科の授業科目の種類、名称、配当年次、単位数、履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、履修方法等については、第13条第1項及び第16条を準用する。
(修了)

第56条 本学の専攻科に1年以上在学し、別に定めるところにより34単位以上を修得した学生については、専攻科の教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

(修了の認定等)

第57条 学長は、前条の規定により、修了を認定された者に、修了証書を授与する。

(規定の準用)

第58条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第7条から第9条まで、第23条、第25条から第27条まで、第31条、第34条から第36条まで、第41条から第44条まで及び第50条の規定を準用する。ただし、第31条第3項ただし書き及び同条第4項並びに第36条第3号の規定は、準用しない。この場合において、第31条第5項及び第36条第1号中「第11条」とあるのは「第52条第2項」と、「第37条第1項」とあるのは「第56条」と、第50条中「第44条から前条までに」とあるのは「第44条に」と、「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、研修生及び外国人留学生」とあるのは「科目等履修生」と、第26条、第31条第2項、第36条、第41条第1項及び第42条第1項中「学部の教授会」とあるのは「専攻科の教授会」と読み替えるものとする。

第15章 公開講座及び施設の開放

(公開講座)

第59条 県民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

(施設の開放)

第60条 学長は、教育上支障のない場合は、大学の施設を開放し、学外者の利用に供することができる。

2 施設の開放に関し必要な事項は、学長が定める。

第16章 厚生施設

(厚生施設)

第61条 本学に、保健室、学生相談室、学生寮その他の必要な厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関する事項は、学長が定める。

第17章 雑則

(実施規定)

第62条 この規程に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に準備行為として行った平成19年度の入学者に係る選考、入学手続等については、この規程の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、平成19年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成19年度
人間文化学部	国際文化学科	255人
	健康科学科	105人
経営情報学部	経営学科	180人
	経営情報学科	120人
生命環境学部	生命科学科	330人
	環境科学科	165人
保健福祉学部	看護学科	185人
	理学療法学科	90人
	作業療法学科	90人
	コミュニケーション障害学科	90人
	人間福祉学科	120人

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に在学している者に係る改正前の学則第40条第3項に定める助産師国家試験受験資格の取得については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に在学している者に係る教育職員免許状の取得については、改正後の県立広島大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に在学している者に係る保健師国家試験受験資格の取得については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に在学している者に係る食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員資格の取得については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成28年度
人間文化学部	国際文化学科	340人
	健康科学科	140人
経営情報学部	経営学科	240人
	経営情報学科	160人
生命環境学部	生命科学科	440人
	環境科学科	220人
保健福祉学部	看護学科	245人
	理学療法学科	120人
	作業療法学科	120人
	コミュニケーション障害学科	120人
	人間福祉学科	160人

附 則

1 この規程は、平成28年6月2日から施行する。

2 第51条第3項の規定にかかわらず、平成28年度の入学定員は15人とする。

附 則

この規程は、平成29年5月17日から施行する。

附 則（平成30年法人規程第25号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年法人規程第48号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条（学部等）から第2条の4（保健福祉学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的）まで、第11条（在学年限）、第12条（授業科目）、第17条（他学部、他学科又は他コースの授業科目の履修）、第21条、第29条（再入学）、第32条（転学部、転学科及び転コース）、第39条（教育職員免許）及び第40条（資格）の規定は、令和2年度以降の入学者について適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 令和2年3月31日現在において在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者の学部名及び学科名については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和2年3月31日現在において在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者の教員免許状取得資格の種類及び教科については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年法人規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の4（保健福祉学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的）の規定は、令和3年度以降の保健福祉学部入学者について適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日現在において保健福祉学部在学し、同年4月1日以降同学部に引き続き在学する者の学科名については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和3年3月31日現在において保健福祉学部在学し、同年4月1日以降同学部に引き続き在学する者の教員免許状取得資格の種類については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年法人規程第60号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年法人規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の2（地域創生学部における人材育成に関する目的そのほかの教育研究上の目的）の規定は、令和8年度以降の地域創生学部入学者について適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 令和8年3月31日現在において地域創生学部在学し、同年4月1日以降同学部に引き続き在学する者の学科名及びコース名については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和8年3月31日現在において地域創生学部在学し、同年4月1日以降同学部に引き続き在学する者の教員免許状取得資格の種類については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和8年3月31日現在において地域創生学部在学し、同年4月1日以降同学部に引き続き在学する者の学芸員資格の取得については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第2条第2項の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度の地域創生学部地域創生学科地域産業コース及び経営コース並びに情報学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域創生学部	地域創生学科	地域産業コース	270人	180人	90人
		経営コース	50人	100人	150人
	情報学科		40人	80人	120人

県立広島大学学位規程

平成19年4月1日

大学規程第12号

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、県立広島大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、県立広島大学学則（平成19年法人規程第2号）及び県立広島大学大学院学則（平成19年法人規程第3号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、修士（専門職）及び博士とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

学部	学科	コース	専攻分野の名称
地域創生学部	地域創生学科	国際共生コース	国際共生
		経営コース	経営学
		健康科学コース	健康科学
	情報学科		情報学
生物資源科学部	地域資源開発学科		地域資源開発学
	生命環境学科	生命科学コース	生命環境学
		環境科学コース	
保健福祉学部	保健福祉学科	看護学コース	保健福祉学
		理学療法学コース	
		作業療法学コース	
		コミュニケーション障害学コース	
		人間福祉学コース	

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

研究科	専攻	専攻分野の名称
総合学術研究科	人間文化学専攻	人間文化学
	情報マネジメント専攻	経営情報学
	生命システム科学専攻	生命システム科学
	保健福祉学専攻	保健福祉学

4 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

研究科	専攻	専攻分野の名称
経営管理研究科	ビジネス・リーダーシップ専攻	経営

5 博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

研究科	専攻	専攻分野の名称
-----	----	---------

総合学術研究科	生命システム科学専攻	生命システム科学
	保健福祉学専攻	保健福祉学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対して行う。

2 修士の学位の授与は、本学大学院の修士課程又は博士課程前期の課程を修了した者に対して行う。

3 修士（専門職）の学位の授与は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に対して行う。

4 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程後期の課程（以下「博士課程後期」という。）を修了した者に対して行う。

5 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、博士の学位論文を提出し、当該論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、博士課程後期を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(論文の提出手続)

第4条 総合学術研究科に在学する者（以下「在学者」という。）が学位論文の審査の対象となる論文（以下「審査対象論文」という。）を提出しようとするときは、1編1通を本学の学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

2 前条第5項の規定により審査対象論文を提出しようとするときは、学位論文審査料を添えて、1編1通を学長に提出するものとする。

3 第1項及び第2項の場合において、審査対象論文を提出しようとする者（以下「論文提出者」という。）は、審査対象論文に学位論文の審査の参考となる論文その他の資料を添付することができる。

4 提出された審査対象論文及び学位論文審査料は返還しない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第5条 審査対象論文の提出があった場合、学長は学位論文の審査及び最終試験を実施するものとし、これを総合学術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に付託する。

2 研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

3 審査委員会は、研究科委員会で選出された3名以上の研究科所属の教員による審査委員をもって構成する。

4 研究科委員会において必要があると認めるときは、研究科所属以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

5 審査委員会は、学位論文の審査に必要な資料の提出を、論文提出者に求めることができる。

6 最終試験は、審査対象論文について口述又は筆記により行うものとする。ただし、審査委員会において必要があると認めるときは、審査対象論文に関連する科目について試験を行うことができる。

7 第3条第5項の規定による学力の確認の方法は、別に定める。

8 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

9 博士の学位論文の審査及び最終試験は、当該論文を受理してから後1年以内に終了するもの

とする。ただし、学長は、特別の事由があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該期間を延長することができる。

10 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果をまとめ、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

11 学長は、研究科委員会の議決に基づき、学位を授与すべきか否かを決定する。

12 前項に規定する研究科委員会の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(所定の要件を満たした退学者に対する取扱い)

第6条 本学大学院博士課程後期に所定の期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者が所定の期間内に学位の授与を申請した場合の取扱いは、学長が別に定める。

(学位論文要旨等の公表)

第7条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨並びに学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第8条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第9条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「(県立広島大学)」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第10条 学長は、本学において学位を授与された者が、次の各号の一に該当した場合には、広島県公立大学法人定款(平成18年3月22日制定)第22条に規定する教育研究審議会のうち本学に置く(以下「教育研究審議会」という。)の審議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

(1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。

(2) 学位を受けた者がその名誉を汚す行為をしたとき。

2 教育研究審議会において、前項の議決を行う場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記等の様式)

第11条 学位記の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までのとおりとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和2年大学規程第1号)

1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規定は、令和2年度以降の入学者について適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年大学規程第2号)

(施行期日)

1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規定は、令和3年度以降の入学者について適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年大学規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の県立広島大学学位規程第2条第5項の規定は、令和4年度以降の入学者について適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和8年大学規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規定は、令和8年度以降の入学者について適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第11条関係）

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

学第	号
卒業証書 学位記	
氏名	
年 月 日 生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を 修めたので卒業を認め学士（〇〇） の学位を授与する	
令和 年 月 日	
大学印	県立広島大学長 〇〇〇〇 印

別記様式第2号（第11条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

修第	号
学位記	
氏名	
年 月 日 生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士（〇〇）の学位を授与する	
令和 年 月 日	
大学印	県立広島大学長 〇〇〇〇 印

別記様式第3号（第11条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

博甲第	号
学	位
氏	名
年	月
日	生
<p>本学大学院総合学術研究科〇〇専攻の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので博士（〇〇）の学位を授与する</p>	
令和	年
月	日
大学印	県立広島大学長〇〇〇〇印

別記様式第4号（第11条関係）

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

博乙第	号
学	位
氏	名
年	月
日	生
<p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格 したので博士（〇〇）の学位を授与する</p>	
令和	年
月	日
大学印	県立広島大学長〇〇〇〇印

別記様式第5号（第11条関係）

第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

修 専 第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本 学 大 学 院 経 営 管 理 研 究 科
ビ ジ ネ ス ・ リ ー ダ ー シ ッ プ 専 攻 の
専 門 職 学 位 課 程 を 修 了 し た の で
経 営 修 士 （ 専 門 職 ） の 学 位 を
授 与 す る

令 和 年 月 日

大学印

県 立 広 島 大 学 長 ○ ○ ○ ○ 印

○県立広島大学履修規程

平成19年4月1日

大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、県立広島大学学則(平成19年法人規程第2号)第22条の規定に基づき、授業科目(以下「科目」という。)の履修方法等に関し、必要な事項を定める。

(科目の履修)

第2条 科目の履修については、各学部ごとに学長が定めるとおりとする。

(履修方法)

第3条 学生は、全学共通教育科目のほか、各学部ごとに学長が定める区分による授業科目を合計して124単位以上修得しなければならない。

(履修登録)

第4条 学生は、当該年度に履修しようとする科目について、あらかじめ履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、指定された期日までに行う。

3 前項の規定にかかわらず、他学部、他学科又は他コースに開設されている科目の履修登録は、他学部・他学科・他コース開設授業科目履修許可申請書(別記様式第1号)により、指定された期日までに所属学部長、学科長及びコース長を経て学長に願い出てその許可を得ることにより行う。

4 学生は、前2項の履修登録をした後においては、履修登録した科目を任意に変更することができない。

(履修禁止及び制限)

第5条 次に掲げる科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 既に単位を修得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目

2 科目の履修の制限については、別に学長が定める。

(成績評価)

第6条 各科目の成績の評価は、試験成績及び出席状況等を総合して行う。

2 成績は100点満点とし、成績の評価は、次の基準により担当教員が行うものとする。

評価	成績
A+	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
D	59点以下

3 2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該科目を分担する教員の合議により成績の評価を行う。

4 次のいずれかに該当する者は、原則として当該学期又は学年における当該科目の成績の評価はDとする。

- (1) 履修する科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の3分の2に満たない者
 - (2) 出席時間数が前号に該当する者のうち、欠席の事情及び程度により、学長が同号に定める者と同等でないと認めた者以外の者
- (単位の認定)

第7条 前条第2項の規定に基づく成績評価において、A+、A、B及びCを合格とし、当該評価を得た者に対しては学部教授会の議を経て所定の単位を与える。

2 第4条第3項に規定する他学部、他学科又は他コースに開設されている科目を修得した単位の学部ごとに別に学長が定める区分との対応については、学部教授会の議を経て学長が認定する。

(試験)

第8条 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、論文その他の方法により行う。

- 2 試験は、原則として担当教員が実施する。
- 3 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、学長が必要と認めたときは、これらの時期以外の時期に行うことができる。

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者は、当該事由で試験を受けることができなかつた科目について、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、追試験受験願（別記様式第2号）に試験を受けることができなかつた事由を証する書類を添えて、定期試験前（やむを得ない場合は試験を欠席した日から7日以内）に学長に提出し、その承認を得なければならない。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為があつたときは、当該不正行為に係る科目の試験及び当該試験を実施した学期中に既に受験した科目の試験は無効とし、当該試験を実施した学期中の以降の受験を認めない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、科目の履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学している者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学及び再入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年大学規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学している者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学及び再入学した者については、なお従前の例による。

別記様式第1号 (第4条関係)

他学部・他学科・他コース開設授業科目履修許可申請書

令和 年 月 日

県立広島大学長 様

学部学科コース.....

学籍番号.....

氏 名.....

次のとおり他の学部・学科・コースに開設されている授業科目を履修したいので、許可してください。

授業科目		開設日		履修の理由
学部・学科名・コース名	授業科目	曜日	時限	

〈担当教員意見〉

.....

職 氏名 _____

別記様式第2号（第9条関係）

追試験受験願

令和 年 月 日

県立広島大学長 様

学部学科.....

学籍番号.....

氏 名.....

次のとおり令和 年度 期（ 半）の試験を受けることができなかったため、追試験を受験させていただきようお願いします。

受験できなかった科目名	担当教員名	定期試験日時	欠席理由
		令和 年 月 日 曜日 時限	
		令和 年 月 日 曜日 時限	
		令和 年 月 日 曜日 時限	
		令和 年 月 日 曜日 時限	

(注) 定期試験を受けることができなかった事由を証する書類を添付すること。

県立広島大学地域創生学部履修要領

令和2年4月1日

大学要領第1号

(趣旨)

第1条 県立広島大学学則(平成19年法人規程第2号。以下「学則」という。)第12条、第22条、第39条第2項及び第3項及び第40条第1項から第3項並びに県立広島大学履修規程(平成19年大学規程第3号)第2条及び第11条の規定に基づき、地域創生学部の授業科目(以下「科目」という。)の履修について、必要な事項を定める。

(科目の区分等)

第2条 地域創生学部の各学科(以下、「各学科」という。)の科目の区分、名称、配当年次、開講時期、単位数、卒業要件及び授業の方法は、別表1のとおりとする。

(卒業必要単位数)

第3条 各学科の科目の区分ごとの卒業に必要な単位数は、別表2のとおりとする。

(教育職員免許)

第4条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別表3に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(学芸員資格)

第5条 学芸員資格を取得しようとする者は、別表4に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(管理栄養士国家試験受験資格)

第6条 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表5に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員資格)

第7条 食品衛生管理者資格及び食品衛生管理員資格を取得しようとする者は、別表6に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、地域創生学部教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年大学要領第5号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年大学要領第1号)

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和8年度以降の入学者について適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表1 (第2条関係)

(1) 地域創生学科

ア 国際共生コース

○・・・学期開講、●・・・学期前半開講、●・・・学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考	
			前期	後期	必修	選択	要件外			講義	講習	実験・実習・実技		
初年次導入	大学基礎セミナー	1	●		1			30	2単位以上		○			
	アカデミック・ライティング	1	●		1			30			○			
外国語	クリティカル・シンキング	1		●		1		30	卒業要件外 6単位以上		○			
	英語基礎	1	○			1		30			○			
	英語総合Ⅰ	1	○		1			30			○			
	英語総合Ⅱ	1		○	1			30			○			
	英語総合Ⅲ	2	○			1		30			○			
	英語総合Ⅳ	2		○		1		30			○			
	英語表現Ⅰ	1	○		1			30			○			
	英語表現Ⅱ	1		○	1			30			○			
	英語表現Ⅲ	2	○			1		30			○			
	英語表現Ⅳ	2		○		1		30			○			
	中国語Ⅰ	1・2	○			1		30			○			中国語・韓国語・ドイツ語は各言語の母語話者、及び授業の目標内容を上回る事が可能なレベルの言語能力を履修登録時にすでに有する者の受講は認めない。
	中国語Ⅱ	1・2		○		1		30			○			
	韓国語Ⅰ	1・2	○			1		30			○			
	韓国語Ⅱ	1・2		○		1		30			○			
	ドイツ語Ⅰ	1・2	○			1		30			○			
	ドイツ語Ⅱ	1・2		○		1		30			○			
	アカデミック日本語Ⅰ	1・2	●			1		30			○			外国人留学生のみ対象
	アカデミック日本語Ⅱ	1・2	●			1		30			○			
	スポーツ	スポーツ実技Ⅰ	1		●・●	1				30	1単位以上		○	
スポーツ実技Ⅱ		2		●	1			30		○				
保健体育理論		2		○	2			30		○				
学際知	哲学	1・2・3・4	○			2		30	8単位以上	○			3キャンパス同時	
	文学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	芸術	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	心理学	1・2・3・4		○		2		30		○				
	社会学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時・集中	
	歴史学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	倫理学	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	経済学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	科学史	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	生命倫理	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	家族社会学	1・2・3・4		○		2		30		○			令和8年度のみ非開講	
	文化人類学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	日本国憲法	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	食と健康	1・2・3・4		○		2		30		○				
	いのちと科学	1・2・3・4	○			2		30		○				
	環境と科学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	生活に役立つ法学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	地域社会と言語	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	ヒトの動きを学ぶ運動学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	免疫と感染	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
数理解テラシューティング	ICTリテラシー	1	○		1			30	3単位以上	○				
	データサイエンス	1		○	2			30		○				
	情報社会と法	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	基礎数学	1・2・3・4		○		2		30		○				
	統計入門	1・2・3・4		○		2		30		○				
地域課題	国際社会の理解	2・3・4		○		2		30	2単位以上	○			3キャンパス同時	
	地域情報発信論	2・3・4	○			2		30		○			集中	
	地域教養ゼミナールA(エリア型)	2・3・4	○	○		2		30		○				
	地域教養ゼミナールB(テーマ型)	2・3・4	○	○		2		30		○				
	地域教養ゼミナールC(複合型)	2・3・4	○	○		2		30		○				
キャリア開発	キャリアビジョン(デベロップメント)	2・3・4		○		2		30	2単位以上	○				
	ライフデザイン	2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	ボランティア	2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時	
	インターンシップ	2・3・4	○			2		30		○				
	リーダー論	2・3・4	○			2		30		○			集中	
ダイバーシティ	多様性理解(ジェンダー論)	2・3・4		○		2		30	2単位以上	○			3キャンパス同時	
	人間関係論	2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	人権論	2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	世界の宗教	2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	世界の言語と文化	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時	
	海外研修	1・2・3・4	○	○		2		30			○			
全学共通教育科目選択 (上記の科目から選択) ※欄外参照									4単位以上					
合計									30単位以上					

※初年次導入・外国語・スポーツ・学際知・数理解テラシューティング・地域課題・キャリア開発・ダイバーシティから4単位以上修得。

※この他、下記のを全学共通教育科目選択とすることができる。

- ・教育ネットワーク中国「単位互換制度」等、他大学との連携による授業科目
 - ・協定に基づく国内の他大学における授業科目のうち、本学の全学生に履修機会が与えられている科目
- ただし、特定の学部のみ開かれた科目は除く

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数		授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考		
			前 後	前 後	必 修	選 択			要 件 外	講義	講習		実験・実 習・実技	
学部共通科目	国際共生入門	1-2-3-4	○		2		30		○			「異文化理解と多文化共生」「英語で学ぶ国際共生」「日本の歴史と文化」「アジアの歴史と文化」「地誌学」のうちから選択必修(6単位)		
	異文化理解と多文化共生	1-2-3-4		○	2		30		○					
	英語で学ぶ国際共生	1-2-3-4		○	2		30		○					
	日本の歴史と文化	1-2-3-4		○	2		30		○					
	アジアの歴史と文化	1-2-3-4		○	2		30		○					
	経営学概論	1	○		2		30		○					
	会計学概論	1	○		2		30		○					
	マーケティング概論	1	○		2		30		○					
	ファイナンス概論	2	○		2		30		○					
	地域政策論	2	○		2		30		○					
	基礎化学	1	○		2		30		○					
	分析化学	1	○		2		30		○					
	微生物学	2		○	2		30		○					
	食品化学	3		●	2		30		○					
	臨床医学	2	○		2		30		○					
	人工知能概論	2	○		2		30		○					
	IoT・情報システム基礎学	1	○		2		30		○					
	基礎情報学入門	1		○	2		30		○					
	経営情報論	1		○	2		30		○					
	ITパスポート試験対策演習	1-2-3-4		●	1		30			○				
	データ分析とプログラミング	1-2-3-4		○	2		30		○					
	人工知能応用基礎論	1-2-3-4		○	2		30		○					
	専門教育科目	中上級外国語科目	上級英語総合(Critical Reading I)	1-2-3-4	○		1	30			○			—
			上級英語総合(Critical Reading II)	1-2-3-4		○	1	30			○			
			上級英語総合(Cross-Cultural Studies)	2-3-4	○		1	30			○			
			上級英語総合(Seminar)	2-3-4	○		1	30			○			
			上級英語表現(Global Communication I)	1-2-3-4	○		1	30			○			
			上級英語表現(Global Communication II)	1-2-3-4		○	1	30			○			
			上級英語表現(Presentation I)	2-3-4	○		1	30			○			
			上級英語表現(Presentation II)	2-3-4		○	1	30			○			
			中級中国語総合	1-2-3-4		○	1	30			○			
			上級中国語総合	2-3-4	○		1	30			○			
			中級中国語表現	2-3-4	○		1	30			○			
上級中国語表現			2-3-4		○	1	30			○				
中級韓国語総合			1-2-3-4		○	1	30			○				
上級韓国語総合			2-3-4	○		1	30			○				
中級韓国語表現			2-3-4	○		1	30			○				
上級韓国語表現			2-3-4		○	1	30			○				
外国語検定(英語)I(認定)			1-2-3-4	認定	認定	1	30			○				
外国語検定(英語)II(認定)			1-2-3-4	認定	認定	1	30			○				
外国語検定(英語)III(認定)			1-2-3-4	認定	認定	2	30			○				
外国語検定(中国語)I(認定)			1-2-3-4	認定	認定	1	30			○				
外国語検定(中国語)II(認定)	1-2-3-4	認定	認定	1	30			○						
外国語検定(中国語)III(認定)	1-2-3-4	認定	認定	2	30			○						
外国語検定(韓国語)I(認定)	1-2-3-4	認定	認定	1	30			○						
外国語検定(韓国語)II(認定)	1-2-3-4	認定	認定	1	30			○						
外国語検定(韓国語)III(認定)	1-2-3-4	認定	認定	2	30			○						
多文化共生コアユニット1	国際共生社会論	2-3-4	○		2	30		○			多文化CUを第一CUとする場合20単位以上 継承CUを第一CUとする場合8単位以上			
	多文化共生教育論	2-3-4		○	2	30		○						
	国際共生のための認知心理論	2-3-4		○	2	30		○						
	英語圏社会文化論	2-3-4	○		2	30		○						
	英語文学論	2-3-4		○	2	30		○						
	米国社会文化論	2-3-4		○	2	30		○						
	英米文化史	2-3-4	○		2	30		○						
	英語学	2-3-4	○		2	30		○						
	英語コミュニケーション	2-3-4		○	2	30		○						
	共生言語論	2-3-4		○	2	30		○						
	日本語教育学	2-3-4		○	2	30		○						
	多文化社会とことばの教育	2-3-4		○	2	30		○						
	東アジア社会文化論	2-3-4	○		2	30		○						
	東アジア共生社会論	2-3-4	○		2	30		○						
	韓国語学	2-3-4		○	2	30		○						
	東アジア比較文化論	2-3-4		○	2	30		○						
	国際関係史論	2-3-4	○		2	30		○						

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数		授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考		
			前 前	後 後	必 修	選 択			要 件 外	講 義	講 習		実 験・実 習・実 技	
多文化共生 コア・ユニット	多文化共生実践	3・4		●	2		30	多文化CUを 第一CUと する場合 8単位以上 ・ 継承CUを を第一CUと する場合 4単位以上	○					
	多文化共生教育論研究	3・4	○			2	30			○				
	国際共生のための認知心理論研究	3・4	○			2	30			○				
	多文化接触と言語	3・4	○			2	30			○				
	英語表現	3・4		○		2	30			○				
	英語文学論研究	3・4		○		2	30				○			
	米国社会文化論研究	3・4		○		2	30				○			
	英語学研究	3・4		○		2	30				○			
	英文法	3・4	○			2	30			○				
	共生言語論研究	3・4	○			2	30				○			
	ディベート・プレゼンテーション	3・4	○			2	30				○			
	日本語教授法	3・4		●		2	30			○				
日本語教育実習	3・4		●		2	30				○				
東アジア社会文化論研究	3・4		○		2	30			○					
韓国語学研究	3・4	○			2	30			○					
東アジア比較文化論研究	3・4	○			2	30			○					
文化継承 コア・ユニット	日本文化史論	2・3・4	○			2	30	継承CUを 第一CUと する場合 20単位以上 ・ 多文化CUを を第一CUと する場合 8単位以上	○					
	東アジア地域史論	2・3・4	○			2	30			○				
	東アジア交流史論	2・3・4		○		2	30			○				
	書誌学	2・3・4	○			2	30			○				
	日本古典文学	2・3・4	○			2	30			○				
	古典文芸で考える共生社会	2・3・4		○		2	30			○				
	古典文芸で読む日本文化	2・3・4	○			2	30			○				
	日本近現代文学	2・3・4	○			2	30			○				
	日本近現代文学特論(原爆文学)	2・3・4		○		2	30			○				
	日本語学Ⅰ	2・3・4	○			2	30			○				
	日本語学Ⅱ	2・3・4		○		2	30			○				
	漢文学	2・3・4	○			2	30			○				
	日中比較文学論	2・3・4		○		2	30			○				
	書道・書写	2・3・4		○		2	30				○			
	博物館概論	2・3・4	○			2	30			○				
	博物館経営論	2・3・4		○		2	30			○				
	博物館資料論	2・3・4		○		2	30			○				
	生涯学習概論	2・3・4		○		2	30			○				
文化継承 コア・ユニット	文化継承実践	3・4		●	2		30	継承CUを 第一CUと する場合 8単位以上 ・ 多文化CUを を第一CUと する場合 4単位以上	○			継承Ⅱ：前期6・後期6		
	日本文化史論研究	3・4		○		2	30				○			
	東アジア地域史論研究	3・4		○		2	30				○			
	日本古典文学研究	3・4	○			2	30				○			
	日本近現代文学研究	3・4		○		2	30				○			
	日本語学研究	3・4	○			2	30				○			
	漢文学研究	3・4	○			2	30				○			
	博物館資料保存論	3・4	○			2	30			○				
	博物館展示論	3・4	○			2	30			○				
	博物館教育論	3・4		○		2	30			○				
博物館情報・メディア論	3・4		○		2	30		○						
博物館実習	4	○			3	30				○				
国際共生 フィールド ワーク	国際共生フィールドワーク(国内)	1・2・3・4	認定	認定		2	30	—		○		研修報告・レポートをもって認定		
	国際共生フィールドワーク(国外)	1・2・3・4	認定	認定		2	30			○			研修報告・レポートをもって認定	
	地域産業特別講義	2・3・4		○		2	30		—	○				
	NPO論	2	○			2	30				○			
	地域経営論	2	○			2	30				○			
	地域産業論	3	○			2	30				○			
	地域調査法	3	○			2	30				○			
	行動経済学	3	○			2	30				○			
	憲法	2	○			2	30				○			
	行政法	3	○			2	30				○			
	統治システム論	3	○			2	30				○			
	地域協働演習	3・4	○	○		2	30					○		
	卒業論文・卒業研究	卒業論文(専門演習)Ⅰa	3・4	○	○		2		30	「卒業論文(専門演習)Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」または「地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」から8単位		○		
		卒業論文(専門演習)Ⅰb	3・4	○	○		2		30			○		卒業論文(専門演習)Ⅰaの単位を取得していること
		卒業論文(専門演習)Ⅱa	4	○	○		2		30			○		卒業論文(専門演習)Ⅰbの単位を取得していること
		卒業論文(専門演習)Ⅱb	4	○	○		2		30			○		卒業論文(専門演習)Ⅱaの単位を取得していること
		地域課題解決研究Ⅰa	3・4	○	○		2		30			○		
		地域課題解決研究Ⅰb	3・4	○	○		2		30			○		地域課題解決研究Ⅰaの単位を取得していること
地域課題解決研究Ⅱa		4	○	○		2	30		○			地域課題解決研究Ⅰbの単位を取得していること		
地域課題解決研究Ⅱb		4	○	○		2	30		○			地域課題解決研究Ⅱaの単位を取得していること		
合計							94単位以上							
卒業要件総合計							124単位以上							

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数		授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考	
			前 前	前 後	必 修	選 択			要 件 外	講 義	講 習		実 験・実 習・実 技
その他科目（卒業要件外）	教育学概論	1		○			2	30		○			
	教職入門	1		○			2	30		○			
	教育社会学	2	○				2	30		○			
	教育心理学	2	○				2	30		○			
	特別支援教育	3	○				1	15		○			
	教育課程論	2	○				2	30		○			
	道徳教育論	3	○				2	30		○			集中講義
	総合的な学習の時間の指導法	3	○				2	30		○			
	特別活動論	3	○				2	30		○			
	教育方法学	3		○			2	30		○			
	情報通信技術の活用	3		○			1	15		○			集中講義
	生徒・進路指導論	2		○			2	30		○			
	教育相談	3	○				2	30		○			集中講義
	教育実習指導	4	○				1	15		○			
	教育実習Ⅰ	4	○				2	60				○	集中講義
	教育実習Ⅱ	4	○				2	60				○	集中講義
	教職実践演習(中・高)	4		○			2	30			○		
	介護等体験	3		○			2	50				○	
	国語科教育法Ⅰ	2		○			2	30		○			
	国語科教育法Ⅱ	3	○				2	30		○			
国語科教育法Ⅲ	3	○				2	30		○				
国語科教育法Ⅳ	3		○			2	30		○				
英語科教育法Ⅰ	2		○			2	30		○				
英語科教育法Ⅱ	3	○				2	30		○				
英語科教育法Ⅲ	3	○				2	30		○				
英語科教育法Ⅳ	3		○			2	30		○				

配当年次: 学生に履修を推奨する年次(履修可能な年次ではない)。

各年次に配当する場合は例えば「1・2・3・4」のように記載している。⇒ 配当された年次のいずれかで履修すれば良い。

年次をまたがって配当する場合は例えば「3~4」のように記載している。⇒ 配当された年次全てで履修しなければならない。

開講期: ○印が複数期に付されている場合は、いずれか可能な時期に履修すれば良い。ただし、クラス分けなどにより履修する時期が指定される場合がある。

単位数

必修: 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目

選択: 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目(選択必修科目を含む)

要件外: 単位認定できるが卒業要件に算入しない科目

イ 経営コース

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考
			前期	後期	必修	選択	要件外			講義	講習	実験・ 実習・ 実務	
初年次 導入	大学基礎セミナー	1	●		1			30	2単位以上		○		
	アカデミック・ライティング	1	●		1			30			○		
	クリティカル・シンキング	1		●		1		30			○		
外国語	英語基礎	1	○				1	30	卒業要件外 6単位以上		○		
	英語総合Ⅰ	1	○		1			30			○		
	英語総合Ⅱ	1		○	1			30			○		
	英語総合Ⅲ	2		○		1		30			○		
	英語総合Ⅳ	2		○		1		30			○		
	英語表現Ⅰ	1	○		1			30			○		
	英語表現Ⅱ	1		○	1			30			○		
	英語表現Ⅲ	2	○			1		30			○		
	英語表現Ⅳ	2		○		1		30			○		
	中国語Ⅰ	1・2	○			1		30			○		中国語・韓国語・ドイツ語は各言語の母語話者、及び授業の目標・内容を上回ることが明らかなしレベルの言語能力を履修登録時にすでに有する者の受講は認めない。
	中国語Ⅱ	1・2		○		1		30			○		
	韓国語Ⅰ	1・2	○			1		30			○		
	韓国語Ⅱ	1・2		○		1		30			○		
	ドイツ語Ⅰ	1・2	○			1		30			○		
ドイツ語Ⅱ	1・2		○		1		30		○				
アカデミック日本語Ⅰ	1・2		●		1		30		○		外国人留学生のみ対象		
アカデミック日本語Ⅱ	1・2		●		1		30		○				
スポーツ	スポーツ実技Ⅰ	1		●・●	1			30	1単位以上		○		クラスにより開講期が異なる
	スポーツ実技Ⅱ	2		●		1		30			○		
	保健体育理論	2		○		2		30			○		
全学共通教育科目 学際知	哲学	1・2・3・4	○			2		30	8単位以上	○		3キャンパス同時	
	文学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	芸術	1・2・3・4		○		2		30		○		3キャンパス同時	
	心理学	1・2・3・4		○		2		30		○			
	社会学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	歴史学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	倫理学	1・2・3・4		○		2		30		○		3キャンパス同時	
	経済学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	科学史	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	生命倫理	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	家族社会学	1・2・3・4		○		2		30		○		令和8年度のみ非開講	
	文化人類学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	日本国憲法	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	食と健康	1・2・3・4		○		2		30		○			
	いのちと科学	1・2・3・4	○			2		30		○			
	環境と科学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	生活に役立つ法学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	地域社会と言語	1・2・3・4		○		2		30		○		3キャンパス同時	
	ヒトの動きを学ぶ運動学	1・2・3・4	○			2		30		○		3キャンパス同時	
	免疫と感染	1・2・3・4		○		2		30		○		3キャンパス同時	
数 理 テ レ ジ ン タ	ICTリテラシー	1	○		1			30	3単位以上	○			
	データサイエンス	1		○	2			30		○			
	情報社会と法	1・2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	基礎数学	1・2・3・4	○		2			30		○			
	統計入門	1・2・3・4	○		2			30		○			
地域 課 題	国際社会の理解	2・3・4		○	2			30	2単位以上	○		3キャンパス同時	
	地域情報発信論	2・3・4	○		2			30		○		集中	
	地域教養ゼミナールA(エリア型)	2・3・4	○	○	2			30		○			
	地域教養ゼミナールB(テーマ型)	2・3・4	○	○	2			30		○			
	地域教養ゼミナールC(複合型)	2・3・4	○	○	2			30		○			
キ ャ リ ア 開 発	キャリアビジョン(デベロップメント)	2・3・4		○	2			30	2単位以上	○			
	ライフデザイン	2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	ボランティア	2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	インターンシップ	2・3・4	○		2			30		○			
	リーダー論	2・3・4	○		2			30		○		集中	
ダ イ バ ー シ ン テ ィ	多様性理解(ジェンダー論)	2・3・4		○	2			30	2単位以上	○		3キャンパス同時	
	人間関係論	2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	人権論	2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	世界の宗教	2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	世界の言語と文化	1・2・3・4	○		2			30		○		3キャンパス同時	
	海外研修	1・2・3・4	○		2			30		○	○		
全学共通教育科目選択(上記の科目から選択) ※欄外参照									4単位以上				
合計									30単位以上				

※初年次導入・外国語・スポーツ・学際知・数理デジタルリテラシー・地域課題・キャリア開発・ダイバーシティから4単位以上修得。

※この他、下記のものを全学共通教育科目選択とすることができる。

- ・教育ネットワーク中国「単位互換制度」等、他大学との連携による授業科目
- ・協定に基づく国内の他大学における授業科目のうち、本学の全学生に履修機会が与えられている科目
ただし、特定の学部のみ開かれた科目は除く

○・・・学期開講、●・・・学期前半開講、●・・・学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当 年次	開講期		単位数		授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考		
			前 期	後 期	必 修	選 択			要 件 外	講義	講習		実験・実 習・実技	
学部共通科目	国際共生入門	1-2-3-4	○		2		30	10単位以上 但し、「経営学概論」「会計学概論」「マーケティング概論」「ファイナンス概論」「地域政策論」の5科目から3科目6単位を含む10単位以上修得。	○					
	異文化理解と多文化共生	1-2-3-4		○	2		30		○					
	英語で学ぶ国際共生	1-2-3-4		○	2		30		○					
	日本の歴史と文化	1-2-3-4		○	2		30		○					
	アジアの歴史と文化	1-2-3-4		○	2		30		○					
	地誌学	1-2-3-4	○		2		30		○					
	経営学概論	1	○		2		30		○					
	会計学概論	1	○		2		30		○					
	マーケティング概論	1		○	2		30		○					
	ファイナンス概論	2	○		2		30		○					
	地域政策論	2	○		2		30		○					
	基礎化学	1	○		2		30		○					
	分析化学	1	○		2		30		○					
	微生物学	2		○	2		30		○					
	食品化学	3		●	2		30		○					
	臨床医学	2	○		2		30		○					
	人工知能概論	2	○		2		30		○					
	IoT・情報システム基礎学	1	○		2		30		○					
	基礎情報学入門	1		○	2		30		○					
	経営情報論	1	○		2		30		○					
	ITパスポート試験対策演習	1-2-3-4			●	1	30			○				
	データ分析とプログラミング	1-2-3-4		○	2		30		○					
	人工知能応用基礎論	1-2-3-4		○	2		30		○					
	専門教育科目	組織行動論	2	○		2			30	66単位以上	○			
		経営史	2	○		2			30		○			
中小企業経営論		2		○	2		30	○						
経営戦略論		2		○	2		30	○						
経営組織論		2		○	2		30	○						
流通システム論		2		○	2		30	○						
人的資源管理論		2		○	2		30	○						
サービスマーケティング論		3		○	2		30	○						
イノベーション論		3		○	2		30	○						
リーダーシップ論		3		○	2		30	○						
国際経営論		3		○	2		30	○						
技術マネジメント論		3		○	2		30	○						
リスクマネジメント論		3		○	2		30	○						
知的財産権関連講座		3		○	2		30	○						
地域産業特別講義		2-3-4		○	2		30	○						
簿記原理		1		○	2		30	○						
中級簿記		2		○	2		30	○						
工業簿記		2		○	2		30	○						
経営分析論		2		○	2		30	○						
金融論		2		○	2		30	○						
パーソナルファイナンス論		2		○	2		30	○						
財務会計論		3		○	2		30	○						
税務会計論		3		○	2		30	○						
管理会計論		3		○	2		30	○						
コーポレートファイナンス論		3		○	2		30	○						
保険論	3		○	2		30	○							
NPO会計論	3		○	2		30	○							
監査論	3		○	2		30	○							
政策科学系科目	ミクロ経済学	2	○		2		30	66単位以上	○					
	マクロ経済学	2		○	2		30		○					
	憲法	2		○	2		30		○					
	NPO論	2		○	2		30		○					
	地域経営論	2		○	2		30		○					
	行動経済学	3		○	2		30		○					
	地域産業論	3		○	2		30		○					
	統治システム論	3		○	2		30		○					
	経営法務	3		○	2		30		○					
	地域データ分析	3		○	2		30		○					
	地域調査法	3		○	2		30		○					
	行政法	3		○	2		30		○					
	地域イノベーション論	3		○	2		30		○					
企業法	3		○	2		30	○							
隣接領域専門科目	国際共生社会論	2-3-4	○		2		30	66単位以上	○					
	国際共生のための認知心理論	2-3-4		○	2		30		○					
	東アジア社会文化論	2-3-4	○		2		30		○					
	東アジア比較文化論	2-3-4		○	2		30		○					
	多文化共生実践	3-4		●	2		30		○					
	日本文化史論	2-3-4	○		2		30		○					
地域協働演習	博物館概論	2-3-4	○		2		30	10単位以上	○					
	文化継承実践	3-4		●	2		30		○					
地域協働演習	3	○	○	2		30		○						
専門教育科目選択(上記の科目から選択)								10単位以上						

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当 年次	開講期		単位数		授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考	
			前期	後期	必修	選択			要件 外	講義	講習		実験・実 習・実技
専門 教育 科目	地域課題解決研究Ⅰa	3	○	○	2		30	「専門演習Ⅰa・ Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」ま たは「地域課題解 決研究Ⅰa・Ⅰb・ Ⅱa・Ⅱb」から8単 位		○			
	地域課題解決研究Ⅰb	3	○	○	2		30			○		地域課題解決研究Ⅰaの単位を取得していること	
	地域課題解決研究Ⅱa	4	○	○	2		30			○		地域課題解決研究Ⅰbの単位を取得していること	
	地域課題解決研究Ⅱb	4	○	○	2		30			○		地域課題解決研究Ⅱaの単位を取得していること	
	経営学専門演習Ⅰa	3	○	○	2		30			○			
	経営学専門演習Ⅰb	3	○	○	2		30			○		経営学専門演習Ⅰaの単位を取得していること	
	経営学専門演習Ⅱa	4	○	○	2		30			○		経営学専門演習Ⅰbの単位を取得していること	
	経営学専門演習Ⅱb	4	○	○	2		30			○		経営学専門演習Ⅱaの単位を取得していること	
	合計						94						
	卒業要件総合計						124						

配当年次：学生に履修を推奨する年次（履修可能な年次ではない）。

各年次に配当する場合は例えば「1・2・3・4」のように記載している。⇒ 配当された年次のいずれかで履修すれば良い。

年次をまたがって配当する場合は例えば「3～4」のように記載している。⇒ 配当された年次全てで履修しなければならない。

開講期：○印が複数期に付されている場合は、いずれか可能な時期に履修すれば良い。ただし、クラス分けなどにより履修する時期が指定される場合がある。

単位数

必修：当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目

選択：学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目（選択必修科目を含む）

要件外：単位認定できるが卒業要件に算入しない科目

ウ 健康科学コース

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考		
			前期	後期	必修	選択	要件外			講義	講習	実験・実習・実技			
初年次導入	大学基礎セミナー	1	●		1			30	2単位以上		○				
	アカデミック・ライティング	1	●		1			30			○				
	クリティカル・シンキング	1		●		1		30			○				
外国語	英語基礎	1	○				1	30	卒業要件外		○				
	英語総合Ⅰ	1	○		1			30			○				
	英語総合Ⅱ	1		○	1			30			○				
	英語総合Ⅲ	2	○		1			30			○				
	英語総合Ⅳ	2		○		1		30			○				
	英語表現Ⅰ	1	○		1			30			○				
	英語表現Ⅱ	1		○	1			30			○				
	英語表現Ⅲ	2	○			1		30		6単位以上		○			
	英語表現Ⅳ	2		○		1		30				○			
	中国語Ⅰ	1・2	○			1		30				○		中国語・韓国語・ドイツ語は各言語の母語話者、及び授業の目標・内容を上回ることが明らかなレベルの言語能力を履修登録時にすでに有する者の受講は認めない。	
	中国語Ⅱ	1・2		○		1		30				○			
	韓国語Ⅰ	1・2	○			1		30				○			
	韓国語Ⅱ	1・2		○		1		30				○			
	ドイツ語Ⅰ	1・2	○			1		30				○			
ドイツ語Ⅱ	1・2		○		1		30		○						
アカデミック日本語Ⅰ	1・2	●			1		30		○			外国人留学生のみ対象			
アカデミック日本語Ⅱ	1・2	●			1		30		○						
スポーツ	スポーツ実技Ⅰ	1		●・●	1			30	1単位以上			○			クラスにより開講期が異なる
	スポーツ実技Ⅱ	2		●		1		30				○			
	保健体育理論	2		○		2		30				○			
学際知	哲学	1・2・3・4	○			2		30	8単位以上		○				3キャンパス同時
	文学	1・2・3・4	○			2		30			○				3キャンパス同時
	芸術	1・2・3・4		○		2		30			○				3キャンパス同時
	心理学	1・2・3・4		○		2		30			○				
	社会学	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	歴史学	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	倫理学	1・2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
	経済学	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	科学史	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	生命倫理	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	家族社会学	1・2・3・4		○		2		30			○			令和8年度のみ非開講	
	文化人類学	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	日本国憲法	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	食と健康	1・2・3・4		○		2		30			○				
	いのちと科学	1・2・3・4	○			2		30			○				
	環境と科学	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	生活に役立つ法学	1・2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	地域社会と言語	1・2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
ヒトの動きを学ぶ運動学	1・2・3・4	○			2		30		○			3キャンパス同時			
免疫と感染	1・2・3・4		○		2		30		○			3キャンパス同時			
数理解テラシタ	ICTリテラシー	1	○		1			30	3単位以上	○					
	データサイエンス	1		○	2			30			○				
	情報社会と法	1・2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
	基礎数学	1・2・3・4		○		2		30			○				
	統計入門	1・2・3・4		○		2		30			○				
地域課題	国際社会の理解	2・3・4		○		2		30	2単位以上	○			3キャンパス同時		
	地域情報発信論	2・3・4	○			2		30			○			集中	
	地域教養ゼミナールA(エリア型)	2・3・4	○	○		2		30			○				
	地域教養ゼミナールB(テーマ型)	2・3・4	○	○		2		30			○				
	地域教養ゼミナールC(複合型)	2・3・4	○	○		2		30			○				
キャリア開発	キャリアビジョン(デベロップメント)	2・3・4		○		2		30	2単位以上	○					
	ライフデザイン	2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	ボランティア	2・3・4	○			2		30			○			3キャンパス同時	
	インターンシップ	2・3・4	○			2		30			○				
	リーダー論	2・3・4	○			2		30			○			集中	
ダイバーシティ	多様性理解(ジェンダー論)	2・3・4		○		2		30	2単位以上	○			3キャンパス同時		
	人間関係論	2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
	人権論	2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
	世界の宗教	2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
	世界の言語と文化	1・2・3・4		○		2		30			○			3キャンパス同時	
	海外研修	1・2・3・4	○	○		2		30			○				
全学共通教育科目選択（上記の科目から選択）※欄外参照 合計									4単位以上						
									30単位以上						

※初年次導入・外国語・スポーツ・学際知・数理解テラシタ・地域課題・キャリア開発・ダイバーシティから4単位以上修得。

※この他、下記のを全学共通教育科目選択とすることができる。

- ・教育ネットワーク中国「単位互換制度」等、他大学との連携による授業科目
 - ・協定に基づく国内の他大学における授業科目のうち、本学の全学生に履修機会が与えられている科目
- ただし、特定の学部のみ開かれた科目は除く

○…学期開講、●…学期前半開講、◐…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当 年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考	
			前 期	後 期	必 修	選 択	要 件 外			講義	講習	実験・実 習・実技		
専 門 教 育 科 目	学 部 共 通 科 目	国際共生入門	1-2-3-4	○			2	30	10単位以上	○				
		異文化理解と多文化共生	1-2-3-4		○		2	30		○				
		英語で学ぶ国際共生	1-2-3-4		○		2	30		○				
		日本の歴史と文化	1-2-3-4		○		2	30		○				
		アジアの歴史と文化	1-2-3-4		○		2	30		○				
		地誌学	1-2-3-4		○		2	30		○				
		経営学概論	1	○			2	30		○				
		会計学概論	1	○			2	30		○				
		マーケティング概論	1		○		2	30		○				
		ファイナンス概論	2	○			2	30		○				
		地域政策論	2	○			2	30		○				
		基礎化学	1	○			2	30		○				
		分析化学	1	○		2		30		○				
		微生物学	2		○		2	30		○				
		食品化学	3			●	2	30		○				
		臨床医学	2	○			2	30		○				
		人工知能概論	2	○			2	30		○				
		IoT・情報システム基礎学	1	○			2	30		○				
		基礎情報学入門	1		○		2	30		○				
		経営情報論	1		○		2	30		○				
	ITパスポート試験対策演習	1-2-3-4			●	1	30		○					
	データ分析とプログラミング	1-2-3-4		○		2	30	○						
	人工知能応用基礎論	1-2-3-4		○		2	30	○						
	生 体 ・ 運 動	生命科学	1	○			2	30	○					
		基礎生化学	1	○		2		30	○					
		生化学	1		○	2		30	○					
		生化学実験	1			●	1	30			○			
		解剖生理学	1		○	2		30	○					
		解剖生理学実習	2		●		1	30			○			
		生理学	1		○	2		30	○					
		生理学実験	2		●		1	30			○			
		健康スポーツ科学	1	○		2		30	○					
		運動生理学	2	○			2	30	○					
		運動生理学実験	2		●		1	30			○			
		体力科学	2		○	2		30	○					
		体力評価実習	2			●	1	30			○			
		スポーツ科学実習	1		●		1	30			○			
		健康運動実習	3		●		1	30			○			
	食 品 ・ 栄 養	分析化学実験	1		●		1	30			○			
		食品学	1	○		2		30	○					
		食品学実験	1		●		1	30			○			
		食品加工学	1		○	2		30	○					
		食品加工学実験	2		●		1	45			○			
		食品衛生学	3	○		2		30	○					
		食品衛生学実験	3		●		1	30			○			
調理学		2	○		2		30	○						
調理科学実験Ⅰ		2		●		1	45			○				
調理科学実験Ⅱ		2		●		1	45			○				
基礎栄養学		1		○	2		30	○						
基礎栄養学実験		2		●		1	30			○				
応用栄養学		2	○		2		30	○						
ライフステージ栄養学		2		○		2	30	○						
スポーツ栄養学		2	○		2		30	○						
応用栄養学実習	2		●		1	30			○					

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当 年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考	
			前 期	後 期	必 修	選 択	要 件 外			講 義	講 習	実 験・実 習・実 技		
専門教育科目	健康管理	保健政策論	1	●	1			15		○				
		予防医学	1	●	1			15		○				
		公衆衛生学	3	●	1			15		○				
		環境衛生学	3	●	1			15		○			集中講義	
		健康科学情報処理演習	1	●	2			30			○			
		栄養教育概論	1	●	2			30		○				
		栄養教育論Ⅰ	2	○	2			30		○				
		栄養教育論Ⅱ	2	○	2		2	30		○				
		栄養教育論実習	2	●	1			30				○		
		臨床栄養学Ⅰ	2	○	2			30		○				
		臨床栄養学Ⅱ	2	○	2			30		○				
		臨床栄養アセスメント	3	○			2	30		○				
		病態別栄養マネジメント	3	○			2	30		○				
		臨床栄養学実習Ⅰ	3	●	1			30				○		
		臨床栄養学実習Ⅱ	3	●	1			30				○		
		臨床栄養学実習Ⅲ	3	●	1			30				○		
		臨床栄養学実習Ⅳ	3	●	1			30				○		
		公衆栄養学	3	○			2	30		○				
		地域栄養論	3	○			2	30		○				
		公衆栄養学実習	3	○			1	30				○		
		地域保健学実習	3	○			1	30				○		
		給食栄養・安全管理論	2	○			2	30		○				
		給食経営管理論	3	○			2	30		○				
		給食経営管理実習Ⅰ	2	○			1	45				○		
		給食経営管理実習Ⅱ	3	○			1	45				○		
		給食経営管理実習Ⅲ	3	○			1	30				○		
		給食経営管理実習Ⅳ	4	○			1	30				○		
		総合演習	3	○			1	15			○			
		健康科学総合演習	3	○			1	15			○			
		地域協働演習	3	○	○		2	30			○		集中講義	
		卒業論文・ 地域課題研究	卒業論文Ⅰa	3			2	30			○			
			卒業論文Ⅰb	3			2	30			○			卒業論文Ⅰaの単位を取得していること
			卒業論文Ⅱa	4			2	30			○			卒業論文Ⅰbの単位を取得していること
卒業論文Ⅱb	4				2	30			○			卒業論文Ⅱaの単位を取得していること		
地域課題解決研究Ⅰa	3				2	30			○					
地域課題解決研究Ⅰb	3				2	30			○			地域課題解決研究Ⅰaの単位を取得していること		
地域課題解決研究Ⅱa	4				2	30			○			地域課題解決研究Ⅰbの単位を取得していること		
地域課題解決研究Ⅱb	4			2	30			○			地域課題解決研究Ⅱaの単位を取得していること			
合計							88単位以上							
卒業要件総合計							124単位以上							
その他科目（卒業要件外）	教職関連科目	学校栄養教育論Ⅰ	3	○			2	30		○				
		学校栄養教育論Ⅱ	3	○	●		2	30		○				
		教育学概論	1	○			2	30		○				
		教職入門	1	○			2	30		○				
		教育社会学	2	○			2	30		○				
		教育心理学	2	○			2	30		○				
		特別支援教育	3	○			1	15		○				
		教育課程論	2	○			2	30		○				
		道徳教育論	3	○			2	30		○			集中講義	
		総合的な学習の時間の指導法	3	○			2	30		○				
		特別活動論	3	○			2	30		○				
		教育方法学	3	○			2	30		○				
		生徒指導論	2	○			2	30		○			集中講義	
		教育相談	3	○			2	30		○			集中講義	
		教育実習指導(栄養教諭)	4	○			1	15			○			
教育実習(栄養教諭)	4	○			1	30				○	集中講義			
教職実践演習(栄養教諭)	4	○			2	30			○		集中講義			

配当年次：学生に履修を推奨する年次(履修可能な年次ではない)。

各年次に配当する場合は例えば「1・2・3・4」のように記載している。⇒配当された年次のいずれかで履修すれば良い。

年次をまたがって配当する場合は例えば「3～4」のように記載している。⇒配当された年次全てで履修しなければならない。

開講期：○印が複数期に付されている場合は、いずれか可能な時期に履修すれば良い。ただし、クラス分けなどにより履修する時期が指定される場合がある。

単位数

必修：当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目

選択：学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目(選択必修科目を含む)

要件外：単位認定できるが卒業要件に算入しない科目

- ※1 専門科目のうち、「解剖生理学」「生理学」「調理学」「運動生理学」「体力科学」「臨床栄養学Ⅱ」「地域栄養論」については履修登録上限単位数の計算から除外します。
- ※2 地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbを履修するためには、地域課題解決研究Ⅱbを履修するまでに全学共通教育の科目区分「地域課題」の中から「地域教養ゼミナール(A又はB又はC)」を含む2単位以上を修得すること。ただし、地域課題解決研究Ⅱbと並行して受講しても差し支えない。
- ※3 卒業論文Ⅰa・Ⅰb、地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰbの履修について：卒業論文Ⅰa・Ⅰb、地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰbを履修するためには、「原則、全学共通科目と専門教育科目を合わせて70単位以上を修得していること(自由科目を除く)」とする。
- ※4 卒業論文Ⅱa・Ⅱb、地域課題解決研究Ⅱa・Ⅱbの履修について：卒業論文Ⅱa・Ⅱb、地域課題解決研究Ⅱa・Ⅱbを履修するためには、「原則、卒業論文Ⅰa・Ⅰb、地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰbを修得し、全学共通科目26単位、専門教育科目80単位以上を修得していること(自由科目を除く)」とする。

(2) 情報学科

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考
			前期	後期	必修	選択	要件外			講義	講習	実験・実習・実技	
初 年 次 導 入	大学基礎セミナー	1	●		1			30	2単位以上		○		
	アカデミック・ライティング	1	●		1			30			○		
	クリティカル・シンキング	1		●		1		30			○		
外 国 語	英語基礎	1	○				1	30	卒業要件外 6単位以上		○		
	英語総合Ⅰ	1	○		1			30			○		
	英語総合Ⅱ	1		○	1			30			○		
	英語総合Ⅲ	2	○			1		30			○		
	英語総合Ⅳ	2		○		1		30			○		
	英語表現Ⅰ	1	○		1			30			○		
	英語表現Ⅱ	1		○	1			30			○		
	英語表現Ⅲ	2	○			1		30			○		
	英語表現Ⅳ	2		○		1		30			○		
	中国語Ⅰ	1-2	○			1		30			○		中国語・韓国語・ドイツ語は各言語の母語話者、及び授業の目標・内容を上回ることが可能なレベルの言語能力を履修登録時にすでに有する者の受講は認めない。
	中国語Ⅱ	1-2		○		1		30			○		
	韓国語Ⅰ	1-2	○			1		30			○		
	韓国語Ⅱ	1-2		○		1		30			○		
	ドイツ語Ⅰ	1-2	○			1		30			○		
ドイツ語Ⅱ	1-2		○		1		30		○				
アカデミック日本語Ⅰ	1-2		●		1		30		○		外国人留学生のみ対象		
アカデミック日本語Ⅱ	1-2		●		1		30		○				
ス ポ ー ツ	スポーツ実技Ⅰ	1		●・●	1			30	1単位以上		○		クラスにより開講期が異なる
	スポーツ実技Ⅱ	2		●	1			30			○		
	保健体育理論	2		○		2		30			○		
全 学 共 通 教 育 科 目	学 際 知	哲学	1-2-3-4	○			2	30	8単位以上	○			3キャンパス同時
		文学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		芸術	1-2-3-4		○		2	30		○			3キャンパス同時
		心理学	1-2-3-4		○		2	30		○			
		社会学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		歴史学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		倫理学	1-2-3-4		○		2	30		○			3キャンパス同時
		経済学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		科学史	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		生命倫理	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		家族社会学	1-2-3-4		○		2	30		○			令和8年度のみ非開講
		文化人類学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		日本国憲法	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		食と健康	1-2-3-4		○		2	30		○			
		いのちと科学	1-2-3-4	○			2	30		○			
		環境と科学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		生活に役立つ法学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		地域社会と言語	1-2-3-4		○		2	30		○			3キャンパス同時
		ヒトの動きを学ぶ運動学	1-2-3-4	○			2	30		○			3キャンパス同時
		免疫と感染	1-2-3-4		○		2	30		○			3キャンパス同時
ル 数 理 テ レ ジ ン タ	ICTリテラシー	1	○		1			30	5単位以上	○			
	データサイエンス	1		○	2			30		○			
	情報社会と法	1-2-3-4		○		2		30		○			3キャンパス同時
	基礎数学	1-2-3-4		○	2			30		○			
	統計入門	1-2-3-4		○		2		30		○			
地 域 課 題	国際社会の理解	2-3-4		○		2		30	2単位以上	○			3キャンパス同時
	地域情報発信論	2-3-4	○			2		30		○			集中
	地域教養ゼミナールA(エリア型)	2-3-4	○	○		2		30		○			
	地域教養ゼミナールB(テーマ型)	2-3-4	○	○		2		30		○			
キ ャ リ ア 開 発	地域教養ゼミナールC(複合型)	2-3-4	○	○		2		30	○				
	キャリアビジョン(デベロップメント)	2-3-4		○		2		30	○				
	ライフデザイン	2-3-4	○			2		30	○			3キャンパス同時	
	ボランティア	2-3-4	○			2		30	○			3キャンパス同時	
ダ イ バ ー シ テ ィ	インターンシップ	2-3-4	○			2		30	○				
	リーダー論	2-3-4	○			2		30	○			集中	
	多様性理解(ジェンダー論)	2-3-4		○		2		30	○			3キャンパス同時	
	人間関係論	2-3-4		○		2		30	○			3キャンパス同時	
	人権論	2-3-4		○		2		30	○			3キャンパス同時	
	世界の宗教	2-3-4		○		2		30	○			3キャンパス同時	
世界の言語と文化	1-2-3-4		○		2		30	○			3キャンパス同時		
海外研修	1-2-3-4	○	○		2		30	○	○				
全学共通教育科目選択(上記の科目から選択) ※欄外参照									2単位以上				
合計									30単位以上				

※初年次導入・外国語・スポーツ・学際知・数理デジタルリテラシー・地域課題・キャリア開発・ダイバーシティから2単位以上修得。

※この他、下記のを全学共通教育科目選択とすることができる。

- ・教育ネットワーク中国「単位互換制度」等、他大学との連携による授業科目
 - ・協定に基づく国内の他大学における授業科目のうち、本学の全学生に履修機会が与えられている科目
- ただし、特定の学部にもみ開かれた科目は除く

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考
			前期	後期	必修	選択	要件外			講義	講習	実験・ 実習・ 実技	
学部共通科目	国際共生入門	1-2-3-4	○			2		30	10単位以上	○			
	異文化理解と多文化共生	1-2-3-4		○		2		30		○			
	英語で学ぶ国際共生	1-2-3-4		○		2		30		○			
	日本の歴史と文化	1-2-3-4		○		2		30		○			
	アジアの歴史と文化	1-2-3-4		○		2		30		○			
	地誌学	1-2-3-4	○			2		30		○			
	経営学概論	1	○			2		30		○			
	会計学概論	1	○			2		30		○			
	マーケティング概論	1		○		2		30		○			
	ファイナンス概論	2	○			2		30		○			
	地域政策論	2	○			2		30		○			
	基礎化学	1	○			2		30		○			
	分析化学	1	○			2		30		○			
	微生物学	2		○		2		30		○			
	食品化学	3			●	2		30		○			
	臨床医学	2	○			2		30		○			
	人工知能概論	2	○			2		30		○			
	IoT・情報システム基礎学	1	○		2			30		○			
	基礎情報学入門	1		○	2			30		○			
	経営情報論	1		○		2		30		○			
	ITパスポート試験対策演習	1-2-3-4			●	1		30			○		
	データ分析とプログラミング	1-2-3-4		○		2		30		○			
	人工知能応用基礎論	1-2-3-4		○		2		30		○			
	応用情報研究序論	2	○		2			30		○			
	基礎プログラミング入門	1		○	2			30		○			
	プログラミング	2	○		2			30		○			
	プログラミング演習	2		○	1			30			○		
	データサイエンス入門・同演習	2	○		2			30			○		
	コンピュータ概論	2	○		2			30		○			
	基礎情報活用演習	2	○		2			30			○		
	サプライチェーンマネジメント	2		○	2			30		○			
	マネジメント工学	2	○		2			30		○			
	オペレーティングシステム	2		○	2			30		○			
	データベース	2		○	2			30		○			
	システム開発論	2	○		2			30		○			
	解析学概論	1	○		2			30		○			
	確率論概論	1		○	2			30		○			
幾何学概論	2	○		2			30	○					
線形代数	2	○		2			30	○					
情報数学 I	2	○		2			30	○					
情報数学 II	2		○	2			30	○					
機械学習	2		○	2			30	○					
知能情報学	2	○		2			30	○					
知能情報演習	2		○	1			30		○				
データ構造とアルゴリズム	2	○		2			30	○					
応用プログラミング	3		○	2			30	○					
グラフィカルプログラミング	3		○	2			30	○					
コンピュータシミュレーション	3		○	2			30	○					
応用情報システム特別講義	3	○		2			30	○					
IoT・AI特別講義	3		●	2			30	○					
技術英語講読 I	3		○	1			30		○				
技術英語講読 II	3		○	1			30		○				
画像情報処理	2	○		2			30	○					
プログラム言語処理	2	○		2			30	○					
情報ネットワーク	2		○	2			30	○					
音声情報処理	3		○	2			30	○					
情報システム論	3		○	2			30	○					
情報セキュリティ	3		○	2			30	○					
情報ネットワーク実験	3		●	1			30			○			
情報セキュリティ実験	3		●	1			30			○			
ビッグデータ解析演習	3		○	1			30		○				
Webインテリジェンス	3		○	2			30	○					
モバイルネットワークシステム	3		○	2			30	○					
数値解析	3		○	2			30	○					
確率統計	3		○	2			30	○					
最適化理論	3		○	2			30	○					
データマイニング	3		○	2			30	○					
多変量解析	3		○	2			30	○					
ニューラルネットワーク	3		○	2			30	○					
深層学習	3		○	2			30	○					

専門教育科目

共通

情報系

数理系

共通

情報系

数理系

※コアユニット II にも2年次配当科目があるので注意

○…学期開講、●…学期前半開講、●…学期後半開講

科目区分 コア・ユニット	科目名	配当年次	開講期		単位数			授業 時間数	卒業要件	授業形態			備考
			前期	後期	必修	選択	要件外			講義	講習	実験・ 実習・ 実技	
専門 教育 科目	地域協働演習	地域協働演習	3	○	○		2	30			○		
	卒業 論文・ 卒業 研究	地域課題解決研究 I a	3	○	○		2	30	「専門演習 I a・ I b・II a・II b」 または「地域課 題解決研究 I a・I b・II a・II b」から8単位		○		
		地域課題解決研究 I b	3	○	○		2	30			○		地域課題解決研究 I aの単位を取得していること
		地域課題解決研究 II a	4	○	○		2	30			○		地域課題解決研究 I bの単位を取得していること
		地域課題解決研究 II b	4	○	○		2	30			○		地域課題解決研究 II aの単位を取得していること
		応用情報システム専門演習 I a	3	○	○		2	30			○		
		応用情報システム専門演習 I b	3	○	○		2	30			○		応用情報システム専門演習 I aの単位を取得していること
		応用情報システム専門演習 II a	4	○	○		2	30			○		応用情報システム専門演習 I bの単位を取得していること
		応用情報システム専門演習 II b	4	○	○		2	30			○		応用情報システム専門演習 II aの単位を取得していること
	合計								94単位以上				
卒業要件総合計									124単位以上				
その他	自由選択 科目	IoTシステム開発プロジェクト演習	3		○		2	60	自由科目:卒業 要件としない		○		
		AIシステム開発プロジェクト演習	3		○		2	60			○		
		基本情報技術者試験対策演習	2・3・4		●		1	30			○		
	教職 関連 科目	教育学概論	1		○		2	30	自由科目:卒業 要件としない	○			
		教職入門	1		○		2	30		○			
		教育社会学	2	○			2	30		○			
		教育心理学	2	○			2	30		○			
		特別支援教育	3	○			1	15		○			
		教育課程論	2	○			2	30		○			
		道徳教育論	3	○			2	30		○			集中講義
		総合的な学習の時間の指導法	3	○			2	30		○			
		特別活動論	3	○			2	30		○			
		教育方法学	3		○		2	30		○			
		情報通信技術の活用	3		○		1	15		○			集中講義
		生徒・進路指導論	2		○		2	30		○			
		教育相談	3	○			2	30		○			集中講義
		教育実習指導	4	○			1	15		○			
		教育実習 I	4	○			2	60				○	集中講義
		教育実習 II	4	○			2	60				○	集中講義
		教職実践演習(中・高)	4		○		2	30			○		
		介護等体験	3		○		2	50				○	
		情報科教育法 I	2		○		2	30			○		
		情報科教育法 II	3	○			2	30			○		
		数学科教育法 I	2		○		2	30			○		
		数学科教育法 II	3	○			2	30			○		
		数学科教育法 III	3	○			2	30			○		
		数学科教育法 IV	3		○		2	30			○		

配当年次: 学生に履修を推奨する年次(履修可能な年次ではない)。

各年次に配当する場合は例えば「1・2・3・4」のように記載している。⇒ 配当された年次のいずれかで履修すれば良い。

年次をまたがって配当する場合は例えば「3~4」のように記載している。⇒ 配当された年次全てで履修しなければならない。

開講期: ○印が複数期に付されている場合は、いずれか可能な時期に履修すれば良い。ただし、クラス分けなどにより履修する時期が指定される場合がある。

単位数

必修: 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目

選択: 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目(選択必修科目を含む)

要件外: 単位認定できるが卒業要件に算入しない科目

【凡例】

中一種免（数学）、高一種免（数学）	
免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項	青色
学則、履修規程上定められているが、上記に関する科目に該当しない、数学に関連する科目	水色
各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	緑色
高一種免（情報）	
免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項	オレンジ
学則、履修規程上定められているが、上記に関する科目に該当しない、情報に関連する科目	黄色
各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	緑色
中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設	
免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項	赤色
学則、履修規程上定められているが、上記に関する科目に該当しない、数学・情報に関連する科目	ピンク

別表2 (第3条関係)

(1) 地域創生学科

ア 国際共生コース

(ア) 第一コア・ユニット：多文化共生コア・ユニット

授業科目の区分		必要最低単位数	
全学共通教育科目	初年次導入	2単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 4単位以上 合計30単位以上
	外国語	6単位	
	スポーツ	1単位	
	学際知	8単位	
	数理・デジタルリテラシー	3単位	
	地域課題	2単位	
	キャリア開発	2単位	
	ダイバーシティ	2単位	
専門教育科目	学部共通科目	10単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 36単位以上 合計86単位
	多文化共生コア・ユニットⅠ	20単位	
	多文化共生コア・ユニットⅡ	8単位	
	文化継承コア・ユニットⅠ	8単位	
	文化継承コア・ユニットⅡ	4単位	
	「中上級外国語科目」「国際共生フィールドワーク」「隣接領域専門科目」「地域協働演習」	—	
卒業論文・卒業研究		8単位 ※	
合計		124単位	
※「卒業論文(専門演習)Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」または「地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」から8単位			

(イ) 第一コア・ユニット：文化継承コア・ユニット

授業科目の区分		必要最低単位数	
全学共通教育科目	初年次導入	2単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 4単位以上 合計30単位以上
	外国語	6単位	
	スポーツ	1単位	
	学際知	8単位	
	数理・デジタルリテラシー	3単位	
	地域課題	2単位	
	キャリア開発	2単位	
	ダイバーシティ	2単位	
専門教育科目	学部共通科目	10単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 36単位以上 合計86単位
	多文化共生コア・ユニットⅠ	8単位	
	多文化共生コア・ユニットⅡ	4単位	
	文化継承コア・ユニットⅠ	20単位	
	文化継承コア・ユニットⅡ	8単位	
	「中上級外国語科目」「国際共生フィールドワーク」「隣接領域専門科目」「地域協働演習」	—	
卒業論文・卒業研究		8単位 ※	
合計		124単位	
※「卒業論文(専門演習)Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」または「地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」から8単位			

イ 経営コース

授業科目の区分		必要最低単位数	
全学共通教育科目	初年次導入	2単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 4単位以上 合計30単位以上
	外国語	6単位	
	スポーツ	1単位	
	学際知	8単位	
	数理・デジタルリテラシー	3単位	
	地域課題	2単位	
	キャリア開発	2単位	
	ダイバーシティ	2単位	
専門教育科目	学部共通科目	10単位 ※1	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 10単位以上 合計86単位以上
	経営戦略・マーケティング系科目	6.6単位	
	会計ファイナンス系科目		
	政策科学系科目		
	隣接領域専門科目		
	地域協働演習		
卒業論文・卒業研究		8単位※2	
合計		124単位	

※1 「経営学概論」「会計学概論」「マーケティング概論」「ファイナンス概論」「地域政策論」の5科目から3科目6単位以上を含む10単位以上を取得すること。

※2 「経営学専門演習Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」または「地域課題解決研究Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」から、Ⅰa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱbを合わせて8単位取得すること。

ウ 健康科学コース

授業科目の区分		必要最低単位数	
全学共通教育科目	初年次導入	2単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 4単位以上 合計30単位以上
	外国語	6単位	
	スポーツ	1単位	
	学際知	8単位	
	数理・デジタルリテラシー	3単位	
	地域課題	2単位	
	キャリア開発	2単位	
	ダイバーシティ	2単位	
専門教育科目	学部共通科目	10単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 6単位以上 合計86単位以上
	生体・運動	20単位	
	食品・栄養	20単位	
	健康管理	30単位	
卒業論文・卒業研究		8単位	
合計		124単位	

(2) 情報学科

授業科目の区分		必要最低単位数	
全学共通教育科目	初年次導入	2 単位	各区分の最低必要単位数に加え、選択科目(区分を問わず) 2 単位以上 合計 30 単位以上
	外国語	6 単位	
	スポーツ	1 単位	
	学際知	8 単位	
	数理・デジタルリテラシー	5 単位	
	地域課題	2 単位	
	キャリア開発	2 単位	
	ダイバーシティ	2 単位	
専門教育科目	学部共通科目	10 単位	
	コア・ユニット I	20 単位	
	コア・ユニット II	30 単位	
	その他	26 単位※1	
卒業論文・卒業研究		8 単位※2	
合計		124 単位	
※1 学部共通科目、コア・ユニット I、コア・ユニット II、地域協働演習から 26 単位以上取得すること。 ※2 「応用情報システム専門演習 I」「応用情報システム専門演習 II」または「地域課題解決研究 I」「地域課題解決研究 II」から、I と II を合わせて取得すること。			

別表3 (第4条関係)

(1) 本学の課程において修得する必要がある教科及び教科の指導法、教育の基礎的理解、大学が独自に設定する科目等の単位数

学部	学 科	免許状の種類	教 科	教科及び教科の指導に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目及び大学が独自に設定する科目の法定上の最低修得単位数	左記に対応する本学の規定単位数					日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び数理、データ分析及び人工知能に関する科目	合計 g (=e+f)	基礎資格
					教科及び教科の指導に関する科目 ／ 栄養に係る教育に関する科目 ／ 養護に関する科目 a	教育の基礎的理解に関する科目等 b	大学が独自に設定する科目 c	選択科目 【a、b 又は cから 選択】 d	計 e (=a+b+c+d)			
地域創生学部	地域創生学科 国際共生コース	中学一種	英語	5 9	2 8	3 1	2		6 1	9	7 0	※1
			国語	5 9	2 8	3 1	2		6 1	9	7 0	
		高校一種	英語	5 9	2 4	2 7		9	6 0	9	6 9	
			国語	5 9	2 4	2 7		9	6 0	9	6 9	
	地域創生学科 健康科学コース	栄養一種	栄養	2 2	4	2 7			3 1	9	4 0	※2
	情報学科	中学一種	数学	5 9	2 8	3 1	2		6 1	9	7 0	※1
数学			5 9	2 4	2 7		9	6 0	9	6 9		
高校一種		情報	5 9	2 4	2 7		9	6 0	9	6 9		

※1 学士の学位を有すること。

※2 学士の学位を有し、かつ管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること。

(2) 地域創生学科国際共生コース

ア 本学の課程における教科及び教科の指導法に関する科目対応表

(ア) 中学校英語、高等学校英語

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当年次	
英語学	○英語学 英語学研究 英文法	2 2 2	2・3・4 3・4 3・4	
英語文学	○英語文学論 英米文化史 英語文学論研究	2 2 2	2・3・4 2・3・4 3・4	
英語コミュニケーション	共生言語論 ○英語コミュニケーション 英語表現 共生言語論研究 ディベート・プレゼンテーション 上級英語総合(Cross-Cultural Studies) 上級英語総合 (Seminar) 上級英語表現 (Presentation I) 上級英語表現 (Presentation II)	2 2 2 2 2 1 1 1 1	2・3・4 2・3・4 3・4 3・4 3・4 2・3・4 2・3・4 2・3・4 2・3・4	
異文化理解	英語で学ぶ国際共生 英語圏社会文化論 ○米国社会文化論 米国社会文化論研究 多文化接触と言語	2 2 2 2 2	1・2・3・4 2・3・4 2・3・4 3・4 3・4	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○英語科教育法Ⅰ ○英語科教育法Ⅱ ○英語科教育法Ⅲ ○英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	2 3 3 3	

※ 中学校免許では計28単位以上を、高等学校免許では計24単位以上を修得すること。

※ 教育実習を履修するためには4年次配当科目を除く必要単位を3年次終了までに修得しておく必要があることから、2～4年次配当科目であっても可能な限り最下配当年次での履修を検討し計画的に履修すること。

(イ) 中学校国語、高等学校国語

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当年次	
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	地域社会と言語 ○日本語学Ⅰ ○日本語学Ⅱ 日本語学研究	2 2 2 2	1・2・3・4 2・3・4 2・3・4 2・3・4	
国文学 (国文学史を含む。)	書誌学 古典文芸で考える共生社会 古典文芸で読む日本文化 ○日本古典文学 ○日本近現代文学 日本近現代文学特論 (原爆文学) 日本古典文学研究 日本近現代文学研究	2 2 2 2 2 2 2 2	2・3・4 2・3・4 2・3・4 3・4 2・3・4 3・4 2・3・4 2・3・4	
漢文学	○漢文学 日中比較文学論 漢文学研究	2 2 2	2・3・4 2・3・4 3・4	
書道 (書写を中心とする。)	○書道・書写	2	2・3・4	中学校教免のみ必修
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ ○国語科教育法Ⅲ ○国語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	2 3 3 3	

※ 中学校免許では計28単位以上を、高等学校免許では計24単位以上を修得すること。

※ 書道 (書写を中心とする。) は、中学一種のみ対象となる科目区分であり、書道・書写の単位は、中学一種では教科に関する科目の必修単位となるが、高校一種では教科に関する科目の単位にも選択科目の単位にもならない。

※ 教育実習を履修するためには4年次配当科目を除く必要単位を3年次終了までに修得しておく必要があることから、2～4年次配当科目であっても可能な限り最下配当年次での履修を検討し計画的に履修すること。

イ 本学の課程における教育の基礎的理解に関する科目等対応表

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備 考
科 目	各科目に含める必要事項	授 業 科 目 ○は教免必修科目	単位数	配当 年次	
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○教職入門	2	1	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育学概論	2	1	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○教育心理学	2	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○教育社会学	2	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育課程論	2	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	1	3	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	○道徳教育論	2	3	中学校教免のみ対象
	・総合的な学習（探究）の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	2	3	
	・特別活動の指導法	○特別活動論	2	3	
	・教育の方法及び技術	○教育方法学	2	3	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○情報通信技術の活用	1	3	
	・生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	2	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○教育相談	2	3	
教育実践に関する科目	・教育実習	○教育実習指導 ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	1 2 2	4 4 4	中学校教免のみ必修
	・教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	4	

※ 4年次配当の教育実践に関する科目を履修するためには、教員免許に必要な履修科目のうち4年次配当科目を除く1年次から3年次配当の科目での必修科目を含む必要単位を3年次終了までにすべて修得しておくことが必要となる。原則として、教職実践演習は、教育実習を終了した後で、同じ年度に履修するものとする。

ウ 本学の課程における大学が独自に設定する科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備 考
	授 業 科 目 ○印は教免必修科目	単位数	配当 年次	
大学が独自に設定する科目	○介護等体験 人権論 道徳教育論	2 2 2	3 2・3・4 3	中学校教免のみ必修

※ 道徳教育論は、高校一種についてのみ対象の授業科目となる。

エ 本学の課程における日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び数理、データ活用及び人工知能に関する科目の科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備 考
	授 業 科 目 ○印は教免必修科目	単位数	配当 年次	
日本国憲法	○日本国憲法	2	1・2・3・4	
体育	○スポーツ実技Ⅰ	1	1	
	○保健体育理論	2	2	
外国語コミュニケーション	○英語総合Ⅰ	1	1	
	○英語総合Ⅱ	1	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	○データサイエンス	2	1	

(3) 地域創生学科健康科学コース

ア 本学の課程における栄養に係る教育に関する科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備 考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当 年次	
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	○ 学校栄養教育論Ⅰ	2	3	
・食に関する指導の方法に関する事項	○ 学校栄養教育論Ⅱ	2	3	

イ 本学の課程における教育の基礎的理解に関する科目等対応表

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備 考
科 目	各科目に含める必要事項	授業科目 ○は教免必修科目	単位数	配当 年次	
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○教職入門	2	1	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育学概論	2	1	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○教育心理学	2	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○教育社会学	2	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育課程論	2	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	1	3	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	○道徳教育論 ○総合的な学習の時間の指導法 ○特別活動論	2 2 2	3 3 3	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法学	2	3	
	・生徒指導の理論及び方法	○生徒指導論	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	2	3	
教育実践に関する科目	・栄養教育実習	○教育実習指導（栄養教諭） ○教育実習（栄養教諭）	1 1	4 4	
	・教職実践演習（栄養教諭）	○教職実践演習（栄養教諭）	2	4	

※ 4年次配当の教育実践に関する科目を履修するためには、教員免許に必要な履修科目のうち4年次配当科目を除く1年次から3年次配当の科目での必修科目を含む必要単位を3年次終了までにすべて修得しておくことが必要となる。原則として、教職実践演習は、教育実習を終了した後で、同じ年度に履修するものとする。

ウ 本学の課程における日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び数理、データ活用及び人工知能に関する科目の科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備 考
	授 業 科 目 ○印は教免必修科目	単位数	配当 年次	
日本国憲法	○日本国憲法	2	1・2・3・4	
体育	○健康スポーツ科学	2	1	
	○スポーツ科学実習	1	1	
外国語コミュニケーション	○英語総合Ⅰ	1	1	
	○英語総合Ⅱ	1	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	○データサイエンス	2	1	

(4) 情報学科

ア 本学の課程における教科及び教科の指導法に関する科目対応表

(ア) 中学校数学、高等学校数学

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当年次	
代数学	○基礎数学	2	1・2・3・4	
	○線形代数	2	2	
幾何学	○幾何学概論	2	2	
解析学	○解析学概論	2	1	
	知能情報学	2	2	
	知能情報演習	1	2	
	○数値解析	2	3	
「確立論、統計学」	○確率論概論	2	1	
	統計入門	2	1・2・3・4	
	○確率統計	2	3	
	多変量解析	2	3	
コンピュータ	人工知能概論	2	2	
	コンピュータ概論	2	2	
	○プログラミング	2	2	
	○プログラミング演習	1	2	
	○データ構造とアルゴリズム	2	2	
	最適化理論	2	3	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○数学科教育法Ⅰ	2	2	中学校教免のみ必修 中学校教免のみ必修
	○数学科教育法Ⅱ	2	3	
	○数学科教育法Ⅲ	2	3	
	○数学科教育法Ⅳ	2	3	

※ 中学校免許では計28単位以上を、高等学校免許では計24単位以上を修得すること。

(イ) 高等学校情報

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当年次	
情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理	○データサイエンス	2	1	
コンピュータ・情報処理	コンピュータ概論	2	2	
	人工知能概論	2	2	
	データサイエンス入門・同演習	2	2	
	○プログラミング	2	2	
	○プログラミング演習	1	2	
	○データ構造とアルゴリズム	2	2	
	最適化理論	2	3	
	○応用プログラミング	2	3	
情報システム	経営情報論	2	1	
	マネジメント工学	2	2	
	システム開発論	2	2	
	○データベース	2	2	
	○オペレーティングシステム	2	2	
	○情報システム論	2	3	
情報通信ネットワーク	○情報ネットワーク	2	2	
	情報ネットワーク実験	1	3	
	モバイルネットワークシステム	2	3	
	○情報セキュリティ	2	3	
	○情報セキュリティ実験	1	3	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	画像情報処理	2	2	
	○音声情報処理	2	3	
	グラフィカルプログラミング	2	3	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○情報科教育法Ⅰ	2	2	
	○情報科教育法Ⅱ	2	3	

※ 計24単位以上を修得すること。

イ 本学の課程における教育の基礎的理解に関する科目等対応表

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含める必要事項	授業科目 ○は教免必修科目	単位数	配当年次	
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○教職入門	2	1	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育学概論	2	1	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○教育心理学	2	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○教育社会学	2	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育課程論	2	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	1	3	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	○道徳教育論	2	3	中学校教免のみ対象
	・総合的な学習（探究）の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	2	3	
	・特別活動の指導法	○特別活動論	2	3	
	・教育の方法及び技術	○教育方法学	2	3	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○情報通信技術の活用	1	3	
	・生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	2	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○進路指導論	2	2	
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	2	3		
教育実践に関する科目	・教育実習	○教育実習指導 ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	1 2 2	4 4 4	中学校教免のみ必修
	・教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	4	

※ 4年次配当の教育実践に関する科目を履修するためには、教員免許に必要な履修科目のうち4年次配当科目を除く1年次から3年次配当の科目での必修科目を含む必要単位を3年次終了までにすべて修得しておくことが必要となる。原則として、教職実践演習は、教育実習を終了した後で、同じ年度に履修するものとする。

ウ 本学の課程における大学が独自に設定する科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当年次	
大学が独自に設定する科目	○介護等体験 人権論 道徳教育論	2 2 2	3 2・3・4 3	中学校教免のみ必修

※ 道徳教育論は、高校一種についてのみ対象の授業科目となる。

エ 本学の課程における日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び数理、データ活用及び人工知能に関する科目の科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目 ○印は教免必修科目	単位数	配当年次	
日本国憲法	○日本国憲法	2	1・2・3・4	
体育	○スポーツ実技Ⅰ	1	1	
	○保健体育理論	2	2	
外国語コミュニケーション	○英語総合Ⅰ	1	1	
	○英語総合Ⅱ	1	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	○データサイエンス	2	1	

別表4 (第5条関係)

科目名	単位数	必修・選択	備考
博物館概論	2	◎	「博物館法施行規則」に基づく必修科目
生涯学習概論	2	◎	
博物館経営論	2	◎	
博物館資料論	2	◎	
博物館展示論	2	◎	
博物館資料保存論	2	◎	
博物館教育論	2	◎	
博物館情報・メディア論	2	◎	
博物館実習	3	◎	
合計	19		
東アジア比較文化論	2	○	8単位以上選択必修
書誌学	2	○	
東アジア地域史論	2	○	
日本文化史論	2	○	
東アジア地域史論研究	2	○	
日本文化史論研究	2	○	
合計	8以上		

◎：プログラム上の必修科目

○：プログラム上の選択科目

別表5(第6条関係)

(1)管理栄養士国家試験受験資格

	教育内容	単位数		左記に対応する本学の科目					
		講義又は演習	実験又は実習	講義又は演習	講義又は演習の履修方法	実験又は実習	実験又は実習の履修方法		
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	公衆衛生学 環境衛生学 健康科学情報処理演習 予防医学 保健政策論	① ① ② ① ①	必修6単位			
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		基礎生化学 生化学 生理学 体力科学 生命科学 解剖生理学 運動生理学	② ② ② ② ② ② ②	必修14単位	生化学実験 分析化学実験 生理学実験 運動生理学実験 解剖生理学実習 スポーツ科学実習 体力評価実習	① 1 ① 1 ① ① 1	必修9単位 選択2単位
	食べ物と健康	8		食品学 食品加工学 食品衛生学 調理学	② ② ② ②	必修8単位	食品学実験 食品加工学実験 食品衛生学実験 調理科学実験Ⅰ 調理科学実験Ⅱ	① ① ① ① ①	
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	②	必修2単位	基礎栄養学実験	①	必修8単位
	応用栄養学	6		応用栄養学 ライフステージ栄養学 スポーツ栄養学	② ② ②	必修6単位	応用栄養学実習	①	
	栄養教育論	6		栄養教育概論 栄養教育論Ⅰ 栄養教育論Ⅱ	② ② ②	必修6単位	栄養教育論実習	①	
	臨床栄養学	8		臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 臨床栄養アセスメント 病態別栄養マネジメント	② ② ② ②	必修8単位	臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅱ	① ①	
	公衆栄養学	4		公衆栄養学 地域栄養論	② ②	必修4単位	公衆栄養学実習	①	
	給食経営管理論	4		給食栄養・安全管理論 給食経営管理論	② ②	必修4単位	給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理実習Ⅱ	① ①	
	総合演習	2		総合演習 健康科学総合演習	① ①	必修2単位			
	臨地実習	4				給食経営管理臨地実習Ⅰ※ 給食経営管理臨地実習Ⅱ 地域保健臨地実習 臨床栄養臨地実習Ⅰ 臨床栄養臨地実習Ⅱ 臨床栄養臨地実習Ⅲ	① 1 1 ① ① 1	必修3単位 選択1単位	
	合計	60	22			計60単位		計23単位	

※ ※印は、給食の運営に係る校外実習。

※ ○印は必修を表す。

※ ○印が付いていない科目は選択必修科目。専門基礎分野の「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の実験実習3科目から2科目、専門分野の「臨地実習」3科目から1科目をそれぞれ選択し、履修しなければならない。本学の場合、厚生労働省との協議の上、教育内容を十分に満たすために科目を設定しており、施行規則より単位数が多くなっている。本学で管理栄養士国家試験受験資格を取得するためには、本学で規定された科目を履修しなければならない。実験及び実習については原則として45時間をもって1単位とすることが望ましいとされていることから、いずれの実験及び実習も1単位45時間の内容を修得する必要がある。

※ 管理栄養士専門科目のうち、「解剖生理学」「生理学」「調理学」「運動生理学」「体力科学」「臨床栄養学Ⅱ」「地域栄養論」については履修登録上限単位数の計算から除外する。

※ 管理栄養士国家試験受験資格を取得するためには、別表5の(2)に定める科目を履修し、栄養士免許を取得すること。

(2) 栄養士免許

栄養士法施行規則 第9条第1号			左記に対応する本学の科目		
教育内容	単位数		科目	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学 環境衛生学 健康科学情報処理演習 予防医学 保健政策論	① ① ② ① ①	
人体の構造と機能	8		基礎生化学 生理学 解剖生理学 体力科学 生化学実験 生理学実験 解剖生理学実習 スポーツ科学実習	② ② ② ② ① ① ① ①	① ① ① ①
食品と衛生	6		食品学 食品加工学 食品衛生学 食品学実験 食品加工学実験 食品衛生学実験	② ② ② ① ① ①	① ① ①
栄養と健康	8		基礎栄養学 応用栄養学 臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 基礎栄養学実験 応用栄養学実習 臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅱ	② ② ② ② ① ① ① ①	① ① ① ①
栄養の指導	6	10	公衆栄養学 栄養教育概論 栄養教育論Ⅰ 栄養教育論実習 公衆栄養学実習	② ② ② ① ①	① ①
給食の運営	4		調理学 給食栄養・安全管理論 総合演習 調理科学実験Ⅰ 調理科学実験Ⅱ 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理実習Ⅱ 給食経営管理臨地実習Ⅰ※	② ② ① ① ① ① ① ①	① ① ① ① ①
小計	36	14	小計	39	18
合計	50		合計	57	

※ ※印は、給食の運営に係る校外実習。

※ ○印は必修を表す。本学の場合、厚生労働省との協議の上、教育内容を十分に満たすために科目を設定しており、施行規則より単位数が多くなっている。本学で栄養士免許を取得するためには、本学で規定された科目を履修しなければならない。また、実験及び実習については原則として45時間をもって1単位とすることが望ましいとされていることから、いずれの実験及び実習も1単位45時間の内容を修得する必要がある。

別表6 (第7条関係)

食品衛生法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		備 考	
		授 業 科 目 ○印は本コース必修科目	単位数		
化 学	分析化学	○分析化学	2	各区分ごとに 1科目以上、 合計22単位 以上選択必修	計40単位以上を履修すること
		○分析化学実験	1		
	有機化学・無機化学	○基礎化学	2		
生 物 化 学	生物化学	○生命科学	2		
		○生化学	2		
		○基礎生化学	2		
		○生化学実験	1		
	食品化学	○食品化学	2		
	生理学	○生理学	2		
		○生理学実験	1		
	食品分析学	○食品学	2		
○食品学実験		1			
微 生 物 学	微生物学	○微生物学	2		
	食品保存学	○食品加工学	2		
		○食品加工学実験	1		
公衆衛生学	公衆衛生学	○公衆衛生学	1		
	食品衛生学	○食品衛生学	2		
		○食品衛生学実験	1		
	環境衛生学	○環境衛生学	1		
関 連 科 目	医学概論	○解剖生理学	2		
	解剖学・病理学	○解剖生理学実習	1		
	衛生管理学	○予防医学	1		
	栄養化学	○基礎栄養学	2		
	栄養学	○応用栄養学	2		
	栄養学	○臨床栄養学Ⅰ	2		
	栄養学	○臨床栄養学Ⅱ	2		
	栄養学	○公衆栄養学	2		
	栄養学	○公衆栄養学実習	1		

○印は地域創生学科健康科学コースで食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得するための必修科目。

※ 転入学者等については、以前在籍していた学校等が食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設である場合のみ、既修得単位を本学の資格認定単位とすることができる。